

エンジェル税制申請ガイドライン

令和6年度税制改正に対応

2024年4月1日以降に出資した案件に 対応した申請ガイドライン

2023年4月1日以降の手続きであっても、出資日が2023年3月31日までであれば、中小企業庁のホームページをご参照下さい。

主な令和5年度 税制改正の事項

【非課税措置の創設】

自身の株式を売却してプレシード・シード期のスタートアップへ投資する場合、その投資額について、20億円を上限として投資年の株式譲渡益に課税しない制度が創設されました。
なお、プレシード・シード期のスタートアップへの投資に対する非課税措置については、経済産業大臣が認定したLPS/ECFを経由した場合の投資も対象となります。

主な令和6年度 税制改正の事項

【新株予約権の取得金額の対象化】

一定の新株予約権を行使して株式を取得した際に要件を満たせば、当該新株予約権の取得金額も税制の対象である株式の取得金額に算入可能とすることとされました。

【信託を通じた投資の対象化】

指定金銭信託（単独運用）を通じた投資を対象化しました。

余裕を持ったの申請にご協力ください

特に、確定申告期限の間際における申請に対しては、確認書の交付が遅れる恐れがございますので、要件を満たした後、速やかに申請をお願いいたします。

経済産業省 エンジェル税制  で検索、

又は右のQRコードより特設ページをチェック



目次

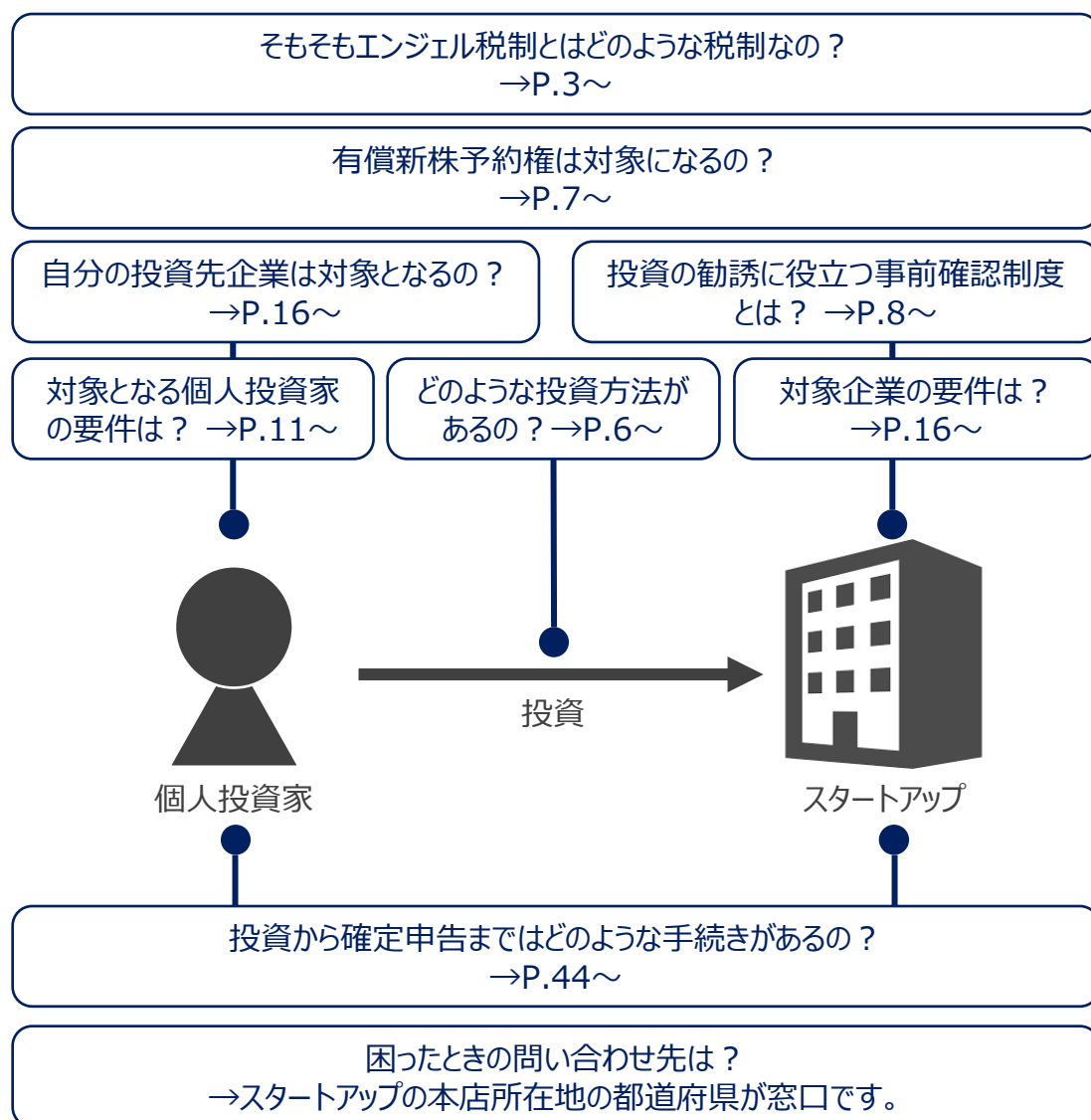
<u>はじめに (P.2)</u>	2
<u>第1章 制度概要 (P.3)</u>	
◆ 投資時点における税制上の優遇措置	4
◆ 売却時点における税制上の優遇措置	5
◆ 投資方法	6
◆ 有償新株予約権	7
◆ 事前確認制度	8
◆ 事前確認制度における留意事項	9
◆ その他注意事項	10
<u>第2章 個人投資家要件 (P.11)</u>	
◆ 同族要件①株主グループとは	12
◆ 同族要件②同族会社とは	13
◆ 同族要件③対象外となる株主	14
◆ 特定事業主及びその親族等、投資契約	15
<u>第3章 スタートアップ要件 (P.16)</u>	
◆ 優遇措置A	17
◆ 優遇措置B	26
◆ プレシード・シード特例	34
<u>第4章 申請手続 (P.44)</u>	
◆ I. 直接投資	
● ①投資時点	45
● ②売却時点	85
● その他注意事項	87
◆ II. 認定LPS経由	
● ①投資時点	89
● ②売却時点	97
◆ III. 認定ECF経由	
● ①投資時点	99
● ②売却時点	105

はじめに

エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

■ 本ガイドラインの記載事項

各項目について、詳細をご確認の上、申請等の手続きをお願いいたします。



エンジェル税制の制度概要

① 制度概要

エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

② 個人投資家要件

スタートアップへ投資した年に受けられる優遇措置

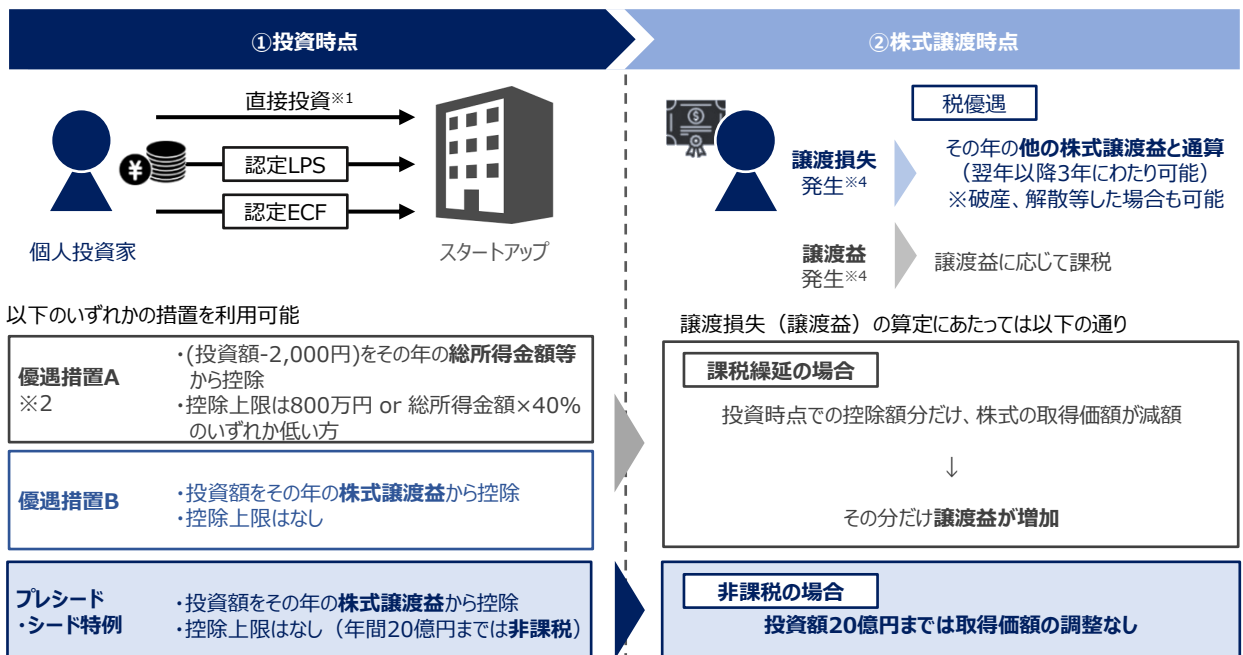
投資した年の総所得金額等や株式譲渡益に対して、投資額に応じた所得控除の措置を受けることができます。詳細は次ページをご確認ください。なお、優遇を受けられるのはスタートアップへ投資をした年であり、必ずしも民法上の組合、投資事業有限責任組合又は単独運用の指定金銭信託に出資をした年に優遇を受けられるものではないことにご注意ください。

未上場のスタートアップ株式を売却した年に受けられる優遇措置

譲渡損失が発生した場合、翌年以降3年にわたり、他の株式譲渡益との通算が可能です。なお、スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失（売却益）を計算します。

③ スタートアップ要件

④ 申請手続



※1：民法上の組合、投資事業有限責任組合経由又は指定金銭信託の単独運用による株式の取得を含みます。
※2：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の設立年数毎の企業要件（各事業年度における営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和します。
※3：起業特例（自己資金による起業に係る非課税措置）については、民法組合等を經由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られます。
※4：スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定します。

エンジェル税制の制度概要①

(投資時点における税制上の優遇措置)

エンジェル投資における、投資時点での税制上の優遇措置は、4つに分けられ、いずれかを選択できます。

スタートアップへ投資した年に受けられる優遇措置

優遇措置A

対象企業への投資額-2,000円を、その年の総所得金額等から控除できます。
※控除対象となる投資額の上限は、800万円と総所得金額等×40%のいずれか低い方。

優遇措置A-2

後述のプレシード・シード特例のスタートアップ要件を満たした場合、優遇措置Aの要件のうち、外部資本要件が緩和されます。優遇の内容は優遇措置Aと同様で、対象企業への投資額-2,000円を、その年の総所得金額等から控除できます。
※控除対象となる投資額の上限は、800万円と総所得金額等×40%のいずれか低い方。

優遇措置B

対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除できます。
※控除対象となる投資額の上限なし
※スタートアップが起業特例（自己資金による起業に係る非課税措置）の要件を満たすことを以て、そのスタートアップが設立してから、設立年の12月31日までに個人投資家が行った投資に対しては、優遇措置Bの適用が可能となります。要件の詳細は、起業特例用のガイドラインをご確認ください。

プレシード・シード特例

事業化前段階（プレシード・シード期）の企業への投資額をその年の株式譲渡益から控除し、非課税とします。
※非課税となる投資額の上限は年間20億円

	措置内容	外部資本要件	措置の種類
投資した年の 総所得 から控除	課税繰延	1/6以上	優遇措置A (スタートアップ要件はP.16～)
	課税繰延	1/20以上	優遇措置A-2 ※プレシード・シード特例の 企業要件を追加で満たす場合
投資した年の 株式譲渡益 から控除	課税繰延	1/6以上	優遇措置B (スタートアップ要件はP.25～)
	非課税	1/20以上	プレシード・シード特例 (スタートアップ要件はP.33～)

エンジェル税制の制度概要①

(売却時点における税制上の優遇措置)

エンジェル税制では、スタートアップに投資した時点に加えて、未上場のスタートアップ株式を売却した時点においても税制上の優遇措置を受けることができます。

未上場のスタートアップ株式を売却した年に受けられる優遇措置（売却損失が発生した場合）

未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

なお、他の未上場株式の譲渡益との損益通算は一般株式等の譲渡所得等の所得内通算なのでエンジェル税制の適用にかかわらず可能です。

※スタートアップが上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失（売却益）を計算します。

エンジェル税制の制度概要②

(投資方法)

エンジェル税制における株式を取得する方法(投資方法)については、以下の3つの方法があり、それぞれにおいてエンジェル税制の確認申請の方法が異なることにご注意ください。

3つの投資方法

I. 直接投資

個人投資家がスタートアップに直接投資（民法上の組合、投資事業有限責任組合経由又は指定金銭信託の単独運用による株式取得を含みます。）する場合になります。

【確認方法について】

スタートアップは個人投資家からの払込み後に税制の適用について、都道府県の確認を得る必要があります。また、投資を受ける前の段階から、自社がエンジェル税制の対象企業であることの確認（事前確認）を受けることができます。

II. 認定投資事業有限責任組合(LPS)経由

経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(LPS)を通じて株式を取得する場合になります。

【確認方法について】

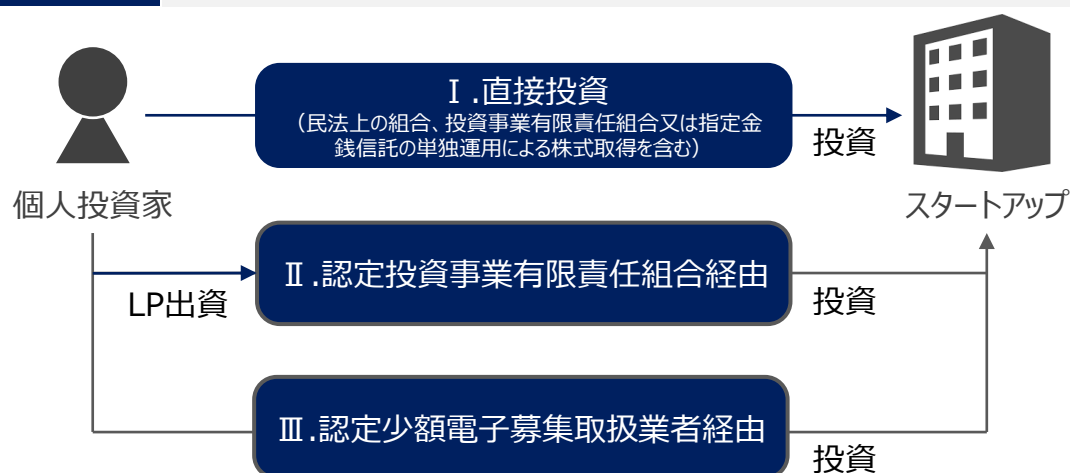
認定されたLPSがエンジェル税制の対象企業を判断する際、企業要件の一部を免除し、かつLPSが確認書を発行できることとすることで、都道府県への確認申請が不要となります。

III. 認定少額電子募集取扱業者(ECF)経由

経済産業大臣の認定を受けた認定少額電子募集取扱業者(ECF)の電子募集取扱業務を通じて株式を取得する場合になります。

【確認方法について】

認定されたECFがエンジェル税制の対象企業を判断する際、企業要件の一部を免除し、かつECFが確認書を発行できることとすることで、都道府県への確認申請が不要となります。



① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

エンジェル税制の制度概要③ (有償新株予約権)

① 制度概要

有償新株予約権の取得については、その取得時点ではなく、権利行使をして株式を取得した年分にエンジェル税制の適用対象となりますのでご注意ください。

有償新株予約権について

令和6年度税制改正により、個人投資家が発行会社の株式を取得した時点（新株予約権の行使日）で、エンジェル税制の全ての要件を満たす場合、一定の新株予約権の取得に要した金額も、税制の対象である株式の取得に要した金額に含めることとされました。

ここで、**一定の新株予約権とは、その取得時に払込みを行う新株予約権（いわゆる有償新株予約権であり、J-KISS等）**です。

なお、**2024年4月1日以降に新株予約権を取得した場合のみ対象となります**ので、ご注意ください。（2024年3月31日以前に権利取得した場合は対象となりません。）

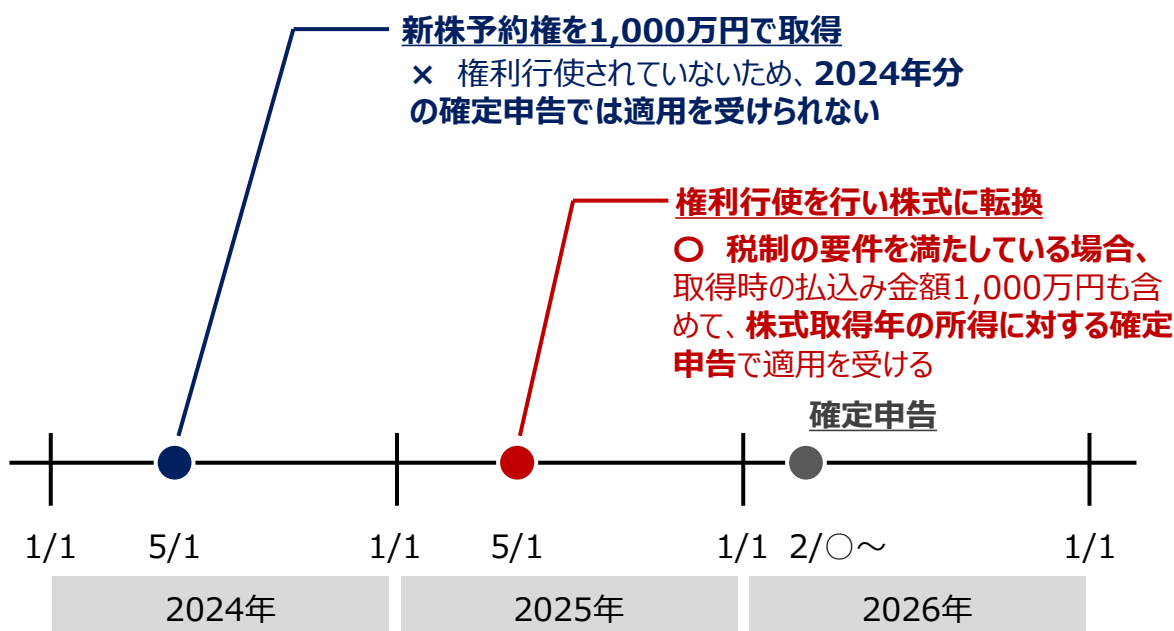
また、経済産業大臣の認定を受けた少額電子募集取扱業者(ECF)経由の投資について、当該事業者が確認書を発行する場合は、令和6年度税制改正による本措置の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

有償新株予約権を取得した際の税制適用タイミング例



エンジェル税制の制度概要④ (事前確認制度)

① 制度概要

資金調達前にスタートアップがエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度です。この確認を得ることで、投資家からの投資促進が期待できます。

事前確認が行われた場合には、経済産業省のホームページにて、会社名等を公表します。

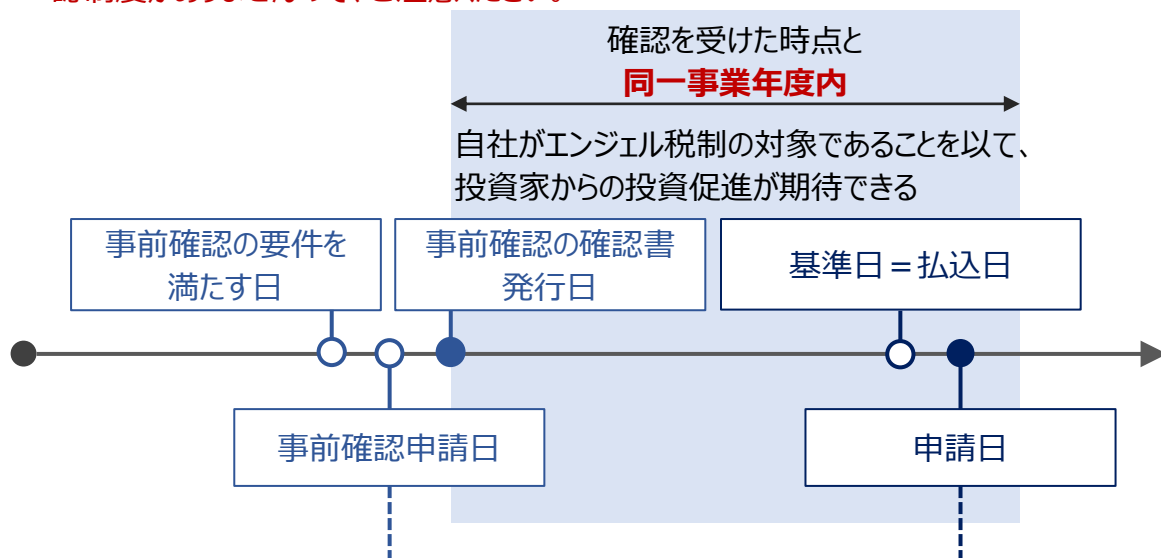
② 個人投資家要件

事前確認制度について

事前確認制度とは、その企業が確認申請日においてエンジェル税制の適用対象企業（特定新規中小企業者）であることのみを確認するものです。個人投資家が税制の適用を受けるための「払込み後の確認」まではしていません。

なお、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置 B の適用を受ける場合は、事前確認制度がありませんので、ご注意ください。

③ スタートアップ要件



④ 申請手続

手続きについて

【払込前】

スタートアップは規定に基づき、事前確認の申請を行う。
都道府県は払込要件以外の要件について事前確認を行い、スタートアップに事前確認の確認書を交付。

詳細はP.43以降をご確認ください。

【払込後】

スタートアップは事前確認の確認書、様式第八による宣言書、外部資本を確認する書類及び払込を証する書類（ただし、書類は確認書を除き基準日（払込日）付）を提出。
都道府県は当該スタートアップが基準日において特定新規中小企業者（税制の対象企業）であること及び払込要件を確認。

エンジェル税制の制度概要④

(事前確認制度における留意事項)

事前確認においては、以下の留意事項を十分ご確認ください。

個人投資家の留意事項

事前確認は投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありませんし、いかなる表明・保証を行うものでもありません。事前確認は、政府として投資勧誘を目的にしたものではなく、また投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。投資家が、当該情報を以て投資活動に関する決定をなされる場合は、利用者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。

スタートアップの留意事項

投資後にその投資家がエンジェル税制の適用を受けられるかを判断する際には、個人投資家要件を満たしている必要があります。したがって、対象企業は、どのような人にどれくらいの割合で株式を引き受けてもらうかを想定した上で投資家を勧誘することが賢明と思われます。

なお、事前確認制度を利用せず投資を受けた後でも、エンジェル税制の要件を満たせば適用を受けられます。

また、事前確認の手続きに必要な書類は、事前確認の申請日時点で作成することとなっているため、存在しない企業は手続きができません。

また、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は、事前確認がございませんので、ご注意ください。

エンジェル税制の制度概要⑤

(その他注意事項)

以下の注意事項を十分ご確認ください。

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続



■ フォローアップ調査について

プレシード・シード特例については、税制の適切な運用に向けた実態把握・効果検証の観点から、当該特例の適用を受けた個人投資家がその取得した株式を売却した場合には、任意のフォローアップ調査への御協力をお願いする場合があります。調査をお願いする場合は、都道府県から確認書を交付する際に調査票を同封させていただきますので、ご確認いただき、個人投資家の同意を得た上で御協力をお願いいたします。

なお、提供いただいた情報は税制の適切な運用のために使用し、特に必要と判断される場合は、経済産業省から国税庁等の関係機関に情報提供を行うことがあります。

(調査項目)

1. 会社名、代表者及び株式を売却した個人投資家の氏名
(会社名)
(代表者)
(個人投資家の氏名、役職及び住所)

2. 取得した株式の取得時期・売却時期
(取得時期) 年 月 日
(売却時期) 年 月 日

3. 売却株式数・売却総額
(売却株式数) 株
(売却総額) 円

4. 売却目的



■ 都道府県による払込み後の確認の取消しについて

都道府県知事は、払込み後の確認を受けたスタートアップが次のいずれかに該当するときは、当該スタートアップに対して、その確認を取り消すことができます。

1. 基準日においてエンジェル税制の対象企業でないことが明らかになったとき。
2. 払込み後の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

都道府県は上記の取消しをしたとき、当該スタートアップに対してその旨を通知したうえで、確認書の返還を求めます。

また、その旨を当該スタートアップの本店所在地の所轄税務署長に通知したうえで、都道府県のHP等で公示します。

個人投資家要件

① 制度概要

エンジェル税制の適用を受けることができるのは、個人投資家のみであり、法人からの投資は税制優遇の対象なりません。

また、エンジェル税制の適用を受けようとする投資家は以下の通り一定の要件を満たす必要があります。これらは投資をした年の優遇措置、株式を売却した年の優遇措置共通の要件です。

② 個人投資家要件

- ① 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと
(同族要件)

同族会社とは、その会社の上位3位までの株主グループ(個人とその親族等)が、当該企業の株式等を50%超保有している会社を指します。投資先企業が同族会社にあたる場合には、個人投資家は上記の通り一定の株主グループに属していないことが必要です。

- ② 投資した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人
(特定事業主) 及びその親族等でないこと

特定事業主の親族等の詳細については、P.15～をご確認ください。

③ スタートアップ要件

- ③ 金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること

他人から譲り受けた株式や、現物出資により取得した株式は対象になりません。
なお、有償新株予約権の取得については、その取得時点ではなく、権利行使をして株式を取得した年分にエンジェル税制の適用対象となりますのでご注意ください。

④ 申請手続

個人投資家要件 (同族要件①：株主グループとは)

同一株主グループに含まれる者の詳細は以下に示す通りです。

個人の場合

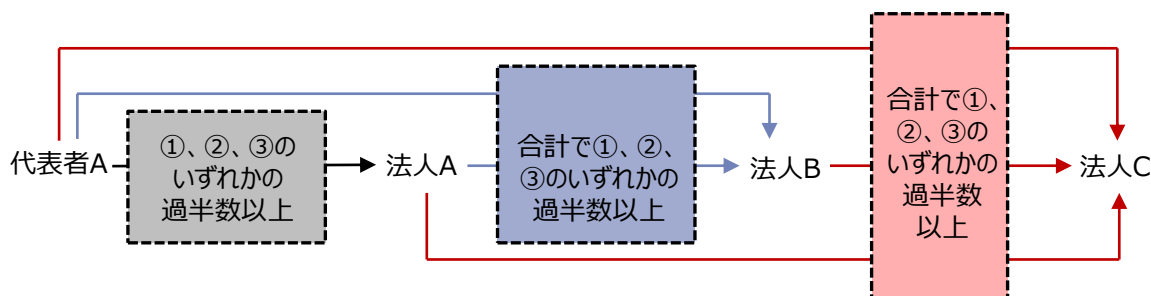
- ① 代表者Aの親族（配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 代表者Aと婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 代表者Aの使用人（代表者A個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。）
- ④ ①～③の方以外で代表者Aから受け取る金銭等によって生計を維持している者（①～③の方以外で代表者A個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者）
- ⑤ ②～④の方と生計を一にする者の親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

法人の場合

（注意）株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合は、その株主も合算の対象に含まれる場合があります（＝同一の株主とみなされます）ので、ご注意下さい。

（例）代表者Aの関係会社

①株式の数、②議決権の数、③株主の数



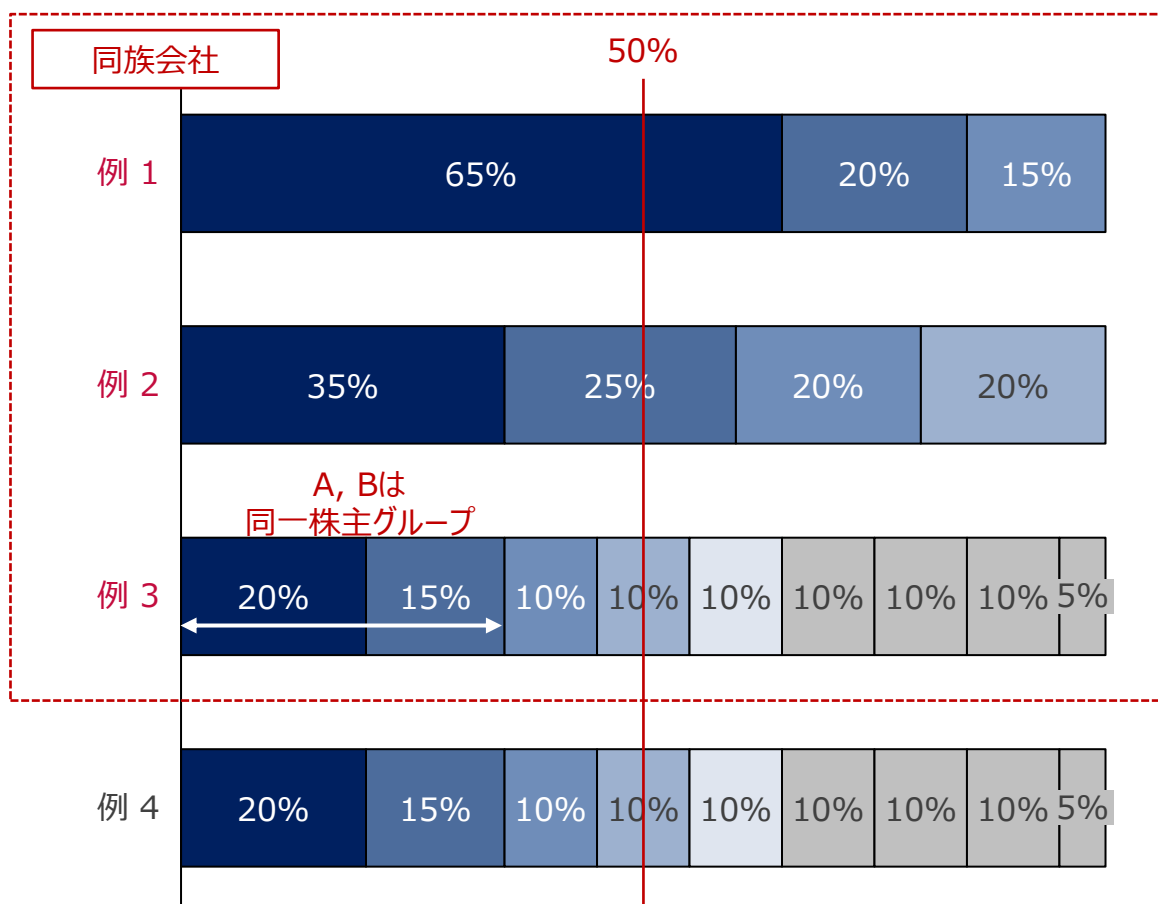
個人投資家要件 (同族要件②：同族会社とは)

3人以下の株主グループ（P.12）が保有する株式（又は議決権）の合計が発行済株式（又は議決権）の総数の50%を超える場合として、以下の例1～3が考えられます。

同族会社に該当する例

赤枠で囲った例1～3の株主構成の場合は、同族会社とみなされます。
(示している例は同族会社とみなされる場合の一部です。)

■ 株主A ■ 株主D ■ 株主G
 ■ 株主B ■ 株主E ■ 株主H
 ■ 株主C ■ 株主F ■ 株主I

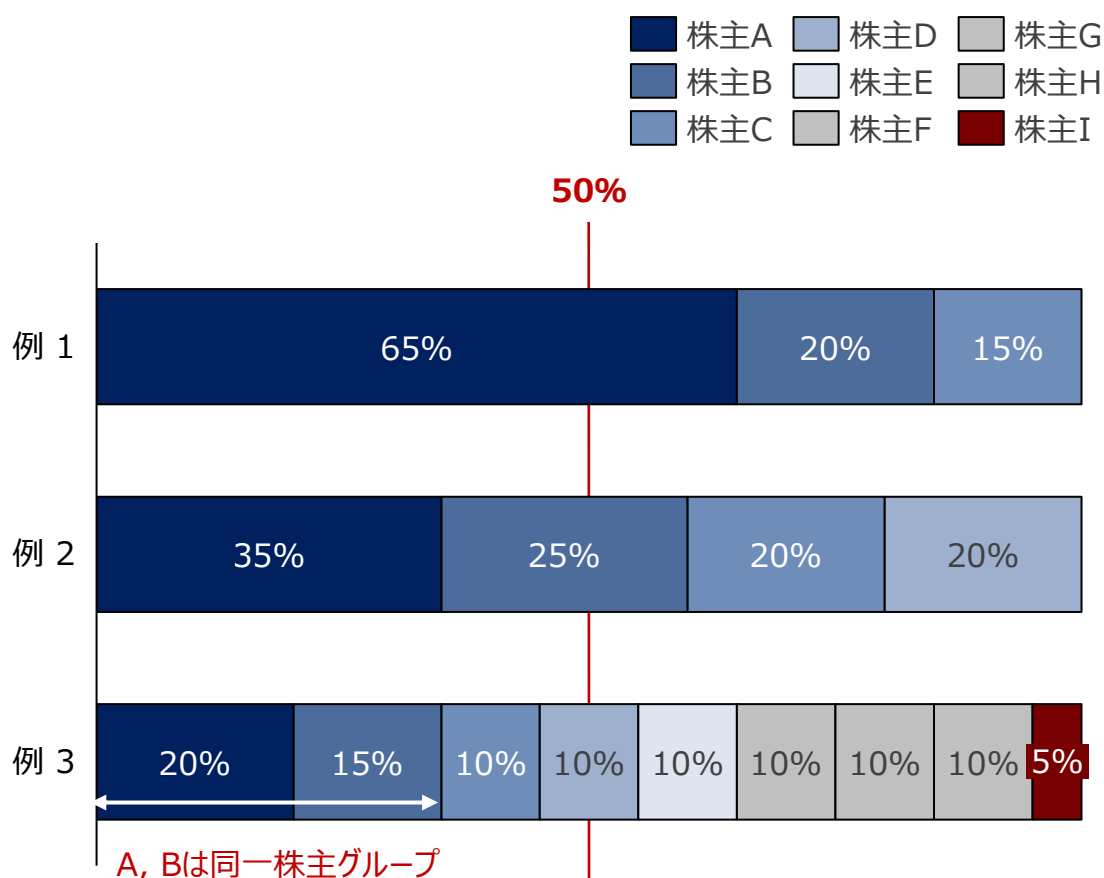


個人投資家要件 (同族要件③：対象外となる株主)

投資先の企業が同族会社であるとき、株主となった個人が、「所有割合（持株割合又は議決権保有割合）の第1位から第3位までの株主グループを順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループ」に属している株主とは以下の場合が例として考えられます。

同族要件により対象外となる株主について

- 例1では、所有割合が第1位の株主Aのみ対象外
- 例2では、所有割合が第1, 2位の株主A, Bが対象外
- 例3では、所有割合が第1, 2位の株主A～Hが対象外で株主Iは対象内（示している例は対象外となる場合の一部です。）



個人投資家要件 (特定事業主及びその親族等、投資契約)

個人投資家が、投資した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（特定事業主であった者）及びその親族等であった場合、本税制の対象外となります。

また、税制適用の申請にあたり、個人投資家とスタートアップは、経産省の告示に基づく投資契約書を作成し、都道府県に提出する必要があります。

特定事業主であった者の親族等の判定

以下のいずれかに該当する場合、本税制の対象外となります。

- ① 特定事業主であった者の親族（配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 特定事業主であった者の使用人（特定事業主であった者個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。）
- ④ ①～③の方以外で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している方（①～③の方以外で代表者A個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者）
- ⑤ ②～④の方と生計を一にする親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

投資契約書にて締結する内容

個人投資家が投資した株式会社が、本税制の適用を都道府県に申請するにあたり、当該個人投資家とその株式会社との間で、発行株式総数、払込金額、取得株式数、取得価額、取得価額の総額、払込方法及び払込期日の他、一定の事由が記載された投資契約書を締結する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

スタートアップ要件

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、スタートアップ要件と個人投資家要件を、個人投資家による資金の払込期日時点（起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合におけるスタートアップ要件は、投資年の12月31日時点）で満たす必要があります。

スタートアップ要件は、投資した年の減税措置（優遇措置A, B, プレシード・シード特例）毎に要件が異なります。

なお、売却した年の減税措置は、投資した年の減税措置のスタートアップ要件のいずれかを満たせば適用されます。

また、認定LPS・ECF経由での投資の場合、スタートアップ要件が一部異なります。それぞれの要件は以下のページからご確認ください。

措置の全体像

控除対象	措置内容	措置の種類
その年の 総所得 から控除	課税繰延	優遇措置A (P.17～)
	課税繰延	優遇措置A-2 ※プレシード・シード特例の企業要件を追加で満たす場合に 外部資本比率の要件が緩和
その年の 株式譲渡益 から控除	課税繰延	優遇措置B (P.26～)
	非課税	プレシード・シード特例 (P.34～)

認定LPS/ECF経由での投資におけるスタートアップ要件 (P.43～)

優遇措置A (スタートアップ要件の概要)

エンジェル税制の優遇措置Aを受けるためには、個人投資家による資金の払込期日時点で、スタートアップ要件と個人投資家要件を満たす必要があります。

スタートアップ要件は、投資した年の減税措置（優遇措置A, B, プレシード・シード特例）毎に要件が異なります。

なお、売却した年の減税措置は、投資した年の減税措置のスタートアップ要件のいずれかを満たせば適用されます。

優遇措置Aのスタートアップ要件は以下をご確認ください。

※事前確認制度を利用する場合、申請日時点で要件を確認します。

- | | |
|-----|--|
| I | 設立 5 年未満の中小企業者であること |
| II | 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと
→ P.19～の要件をご確認ください |
| III | 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を 1/6 以上
取り入れている会社であること
→ P.22～で詳細をご確認ください。 |
| IV | 大規模法人グループの所有に属さないこと
→ P.24で詳細をご確認ください。 |
| V | 未登録・未上場の株式会社であること |
| VI | 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと |

優遇措置A (I .中小企業者の定義)

本税制における「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定される者であり、具体的には、以下①～④までのいずれかに該当する者をいいます。

ただし、P.25のVで示す通り、未登録・未上場の株式会社である必要があります。

①下表のいずれかに該当する者

業種分類	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、 運輸業その他	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業、 情報処理サービス業	3億円以下	または	300人以下
旅館業	5,000万円以下	または	200人以下

②企業組合

③協業組合

④事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、
協同組合連合会その他一定の組合及びその連合会

優遇措置A (Ⅱ.設立経過年数毎の要件)

エンジェル税制の優遇措置Aを受けるために、スタートアップが、個人投資家による資金の払込期日時点で満たすべき、設立経過年数(事業年度)毎の要件は以下の表の通りです。

設立経過年数 (事業年度)	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画を有する。	ア
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。(※2)	エ
2年以上～3年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	エ
3年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ

※1 宣伝費、マーケティング費用：新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用。

※2 設立2年未満で、第2期の事業年度を経過している場合は、「エ」の要件（売上高成長率要件）でも確認を受けることができます。

優遇措置A (Ⅱ.設立経過年数毎の要件)

前頁の要件表において、「研究者」、「新事業活動従事者」、及び「試験研究費等」とは、それぞれ以下を指します。

研究者とは

特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う方で、試験研究費等に含まれる支出がなされる方が該当します。

新事業活動従事者とは

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方が該当します。

試験研究費等とは

試験研究費等とは、以下の試験研究費とその他の費用のことを言います。
なお、ここにおける試験研究費とその他の費用とは、試験研究等を目的とする支出等（損益計算書の費用又は貸借対照表の資産として計上されるもの）を指します。

①試験研究費：

新たな製品の製造または、新たな技術の発明にかかる試験研究のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 研究者の人件費
- 試験・研究のための原材料費
- 試験研究にかかる調査費等経費
- 外部への試験研究の委託費

②その他の費用：

新たな技術、もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓または新たな事業の開始のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 技術の採用にかかる費用
(技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等)
- 経営組織の採用にかかる費用
(販売提携や代理店採用にかかる企画担当者の人件費、会議費、調査費等)
- 技術の改良にかかる費用
(製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等)
- 市場の開拓等にかかる費用
(新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等)

優遇措置A (Ⅱ.設立経過年数毎の要件)

P.19の要件表において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、以下を指します。

営業活動によるキャッシュ・フローとは

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。そのうち、営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ(製造)、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計処理ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)があれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

なお、キャッシュ・フロー計算書は中小企業庁のツールを用いて作成することが可能です。以下リンクより、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/tools/2009.html>

提出いただくキャッシュ・フロー計算書の簡素化について

スタートアップから提出いただくキャッシュ・フロー計算書は営業キャッシュ・フロー計算書のみでもよいこととしております。

経済産業省のHPに簡易的な営業キャッシュ・フロー計算書作成のためのツールを公開しておりますので、ご確認ください。

(経産省HPで公開している作成ツールのURL)

優遇措置A (Ⅲ.外部資本要件)

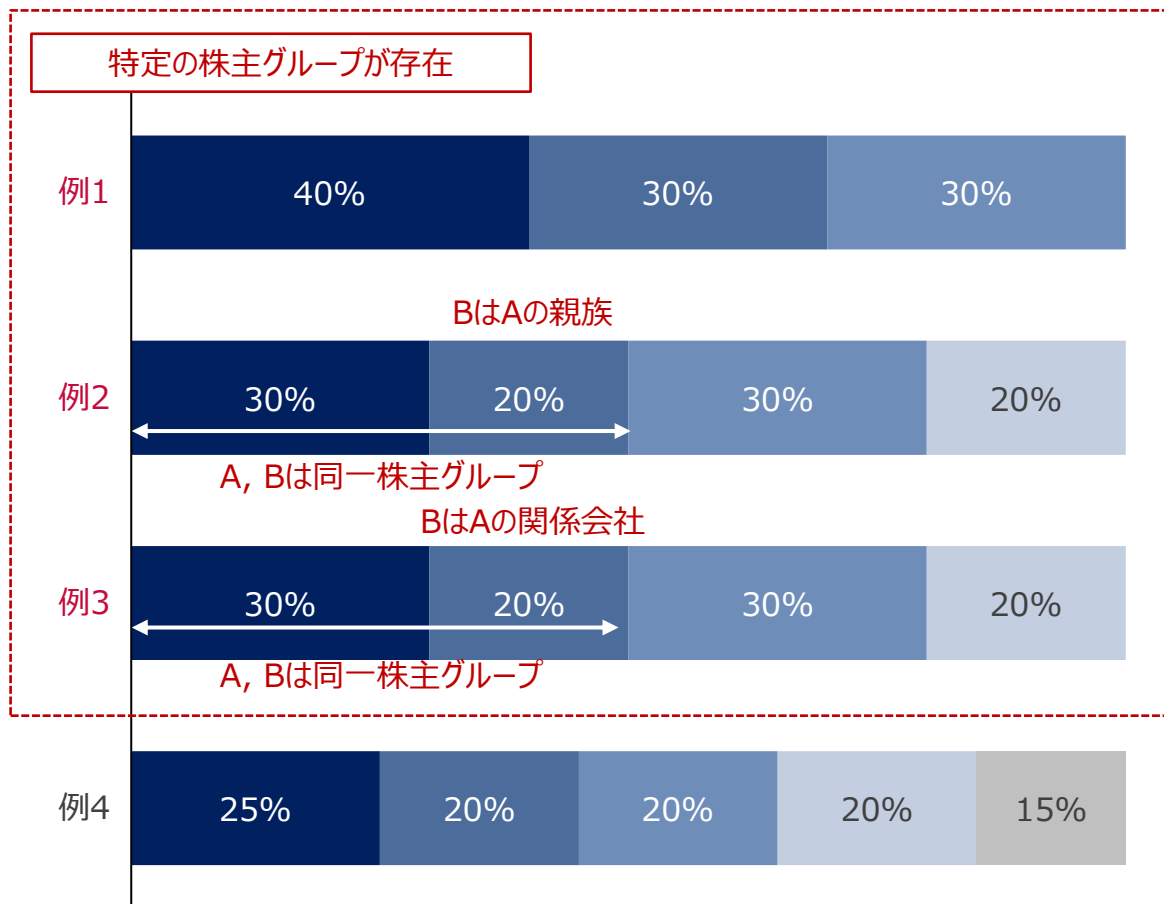
P.17において、「特定の株主グループ」とは、以下を指します。

特定の株主グループとは

発行済株式の総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指します。

- 例1～3は特定の株主グループが存在します。
(例2：BがAの親族で株主A, Bは同一株主グループ)
(例3：BがAの関係会社で株主A, Bは同一株主グループ)
- 例4は特定の株主グループが存在しません。
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)

■ 株主A ■ 株主D
■ 株主B ■ 株主E
■ 株主C



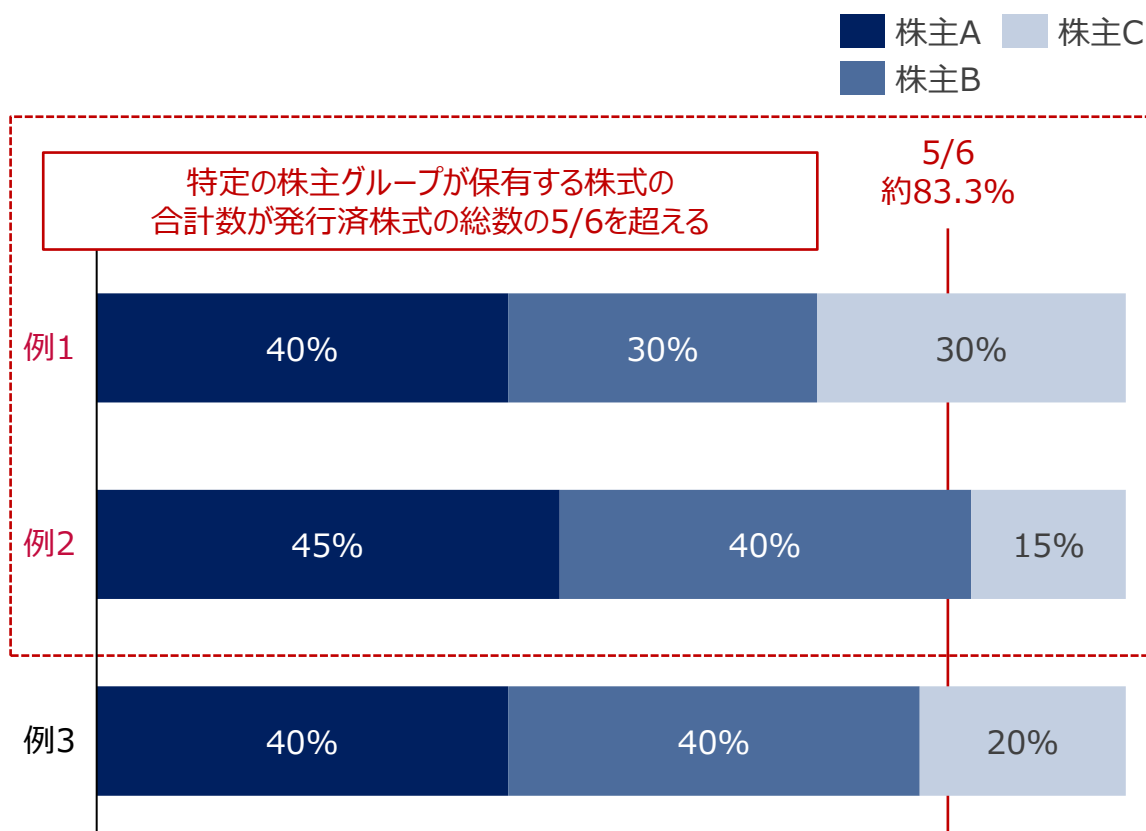
優遇措置A (Ⅲ.外部資本要件)

P.17において、「外部から投資を1/6以上取り入れている」とは、以下を指します。

外部から投資を1/6以上取り入れているとは

上述の特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないことを指します。ただし、発行済株式の総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済株式の総数の5/6を超えなければ、P.17のⅢの要件を満たしたとみなします。

- 例1,2は総数の5/6を超えます。 → **対象外**
- 例3は総数の5/6を超えません。 → **対象**
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)



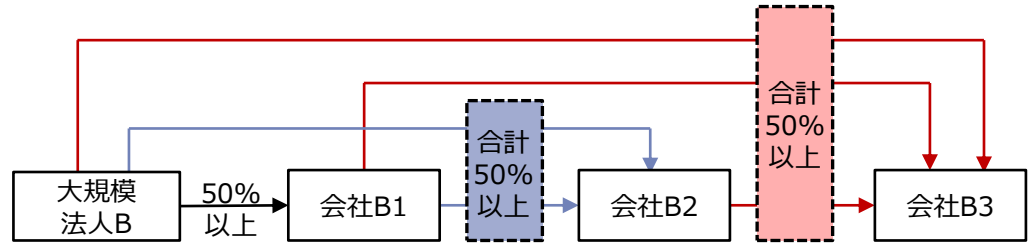
優遇措置A (Ⅳ.大規模法人グループの所有に属さない)

P.17において、「大規模法人グループ」、及び「大規模法人グループの所有に属さないこと」とは、以下を指します。

大規模法人グループとは

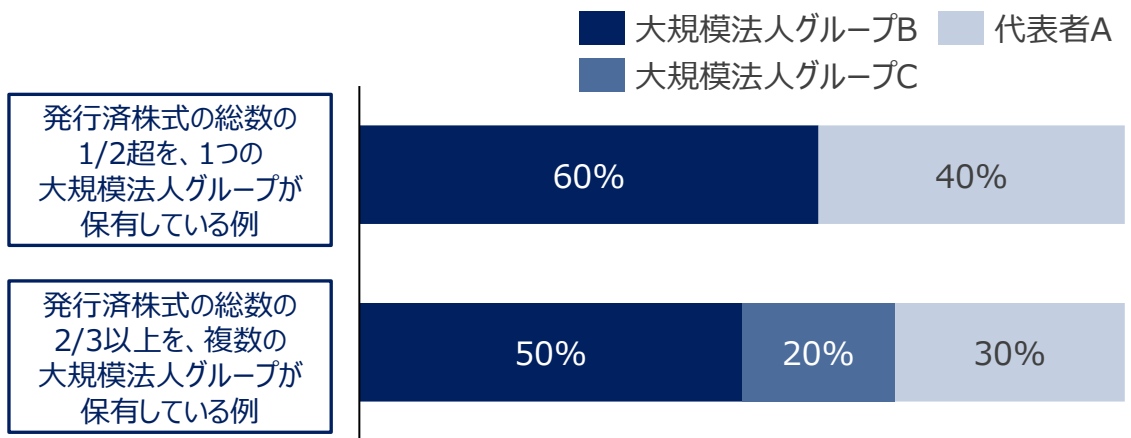
大規模法人グループとは、大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人を指します。
大規模法人と特殊の関係のある法人とは以下の①から③の会社を言います。

- ① 下図の大規模法人Bが50%以上株式を保有している会社B1
- ② 下図の大規模法人B及び会社B1が合計50%以上株式を保有している会社B2
- ③ 下図の大規模法人B並びに会社B1及び会社B2が合計50%以上株式を保有している会社B3



大規模法人グループの所有に属さないこととは

大規模法人グループの所有に属さないこととは、発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないことを言います。



優遇措置A (V. VI.の要件について)

P.17において、「未登録・未上場の株式会社」、及び「風俗営業等に該当する事業を行う会社」とは、以下を指します。

未登録・未上場の株式会社とは

本税制における株式会社とは、日本の会社法（商法）に基づいて設立された株式会社です。したがって、会社法施行前から存続している「特例有限会社」は含まれますが、合名会社、合資会社、合同会社は含まれません。
本税制は、上記の株式会社のうち、金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社が対象となります。

風俗営業等に該当する事業を行う会社とは

風俗営業等とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー（照度が10ルクス以下などの条件あり）・一部のメイド喫茶も含まれます。

優遇措置B (スタートアップ要件の概要)

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、スタートアップ要件と個人投資家要件を、個人投資家による資金の払込期日時点（起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合におけるスタートアップ要件は、投資年の12月31日時点）で満たす必要があります。

スタートアップ要件は、投資した年の減税措置（優遇措置A, B, プレシード・シード特例）毎に要件が異なります。

なお、売却した年の減税措置は、投資した年の減税措置のスタートアップ要件のいずれかを満たせば適用されます。

優遇措置Bのスタートアップ要件は以下をご確認ください。

※事前確認制度を利用する場合、申請日時点で要件を確認します。

※**起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は満たすべき企業要件が異なります。要件の詳細は、起業特例用のガイドラインをご確認ください。**

また、その場合、事前確認制度はご利用いただけません。

I	設立 10 年未満の中小企業者であること
II	設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと → P.28～の要件をご確認ください
III	外部(特定の株主グループ以外)からの投資を 1/6 以上 取り入れている会社であること → P.30～で詳細をご確認ください。
IV	大規模法人グループの所有に属さないこと → P.32で詳細をご確認ください。
V	未登録・未上場の株式会社であること
VI	風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

優遇措置B (Ⅰ.中小企業者の定義)

本税制における「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法第2条各号に規定される者であり、具体的には、以下①～④までのいずれかに該当する者をいいます。

ただし、P.26のVで示す通り、未登録・未上場の株式会社である必要があります。

①下表のいずれかに該当する者

業種分類	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、 運輸業その他	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業、 情報処理サービス業	3億円以下	または	300人以下
旅館業	5,000万円以下	または	200人以下

②企業組合

③協業組合

④事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、
協同組合連合会その他一定の組合及びその連合会

優遇措置B (Ⅱ.設立経過年数毎の要件)

エンジェル税制の優遇措置Bを受けるために、スタートアップが、個人投資家による資金の払込期日時点で満たすべき、設立経過年数(事業年度)毎の要件は以下の表の通りです。

なお、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は満たすべき企業要件が異なります。要件の詳細は、起業特例用のガイドラインをご確認ください。

設立経過年数 (事業年度)	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	オ
1年未満かつ最初の事業年度を経過(※2)	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	カ
	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む)が収入金額の3%超。	キ
1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	カ
	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む)が収入金額の3%超。	キ
	売上高成長率が25%超。(※2)	ク
2年以上～5年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む)が収入金額の3%超。	キ
	売上高成長率が25%超。	ク
5年以上～10年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用(※1)を含む)が収入金額の5%超。	ケ

※1 宣伝費、マーケティング費用：新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用。

※2 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、「ク」の要件(売上高成長率要件)でも確認を受けることができます。

優遇措置B (Ⅱ.設立経過年数毎の要件)

前頁の要件表における、「研究者」、「新事業活動従事者」、及び「試験研究費等」とは、それぞれ以下を指します。

研究者とは

特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う方で、試験研究費等に含まれる支出がなされる方が該当します。

新事業活動従事者とは

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方が該当します。

試験研究費等とは

試験研究費等とは、以下の試験研究費とその他の費用のことを言います。
なお、ここにおける試験研究費とその他の費用とは、試験研究等を目的とする支出等（損益計算書の費用又は貸借対照表の資産として計上されるもの）を指します。

①試験研究費：

新たな製品の製造または、新たな技術の発明にかかる試験研究のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 研究者の人件費
- 試験・研究のための原材料費
- 試験研究にかかる調査費等経費
- 外部への試験研究の委託費

②その他の費用：

新たな技術、もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓または新たな事業の開始のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 技術の採用にかかる費用
(技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等)
- 経営組織の採用にかかる費用
(販売提携や代理店採用にかかる企画担当者の人件費、会議費、調査費等)
- 技術の改良にかかる費用
(製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等)
- 市場の開拓等にかかる費用
(新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等)

優遇措置B (Ⅲ.外部資本要件)

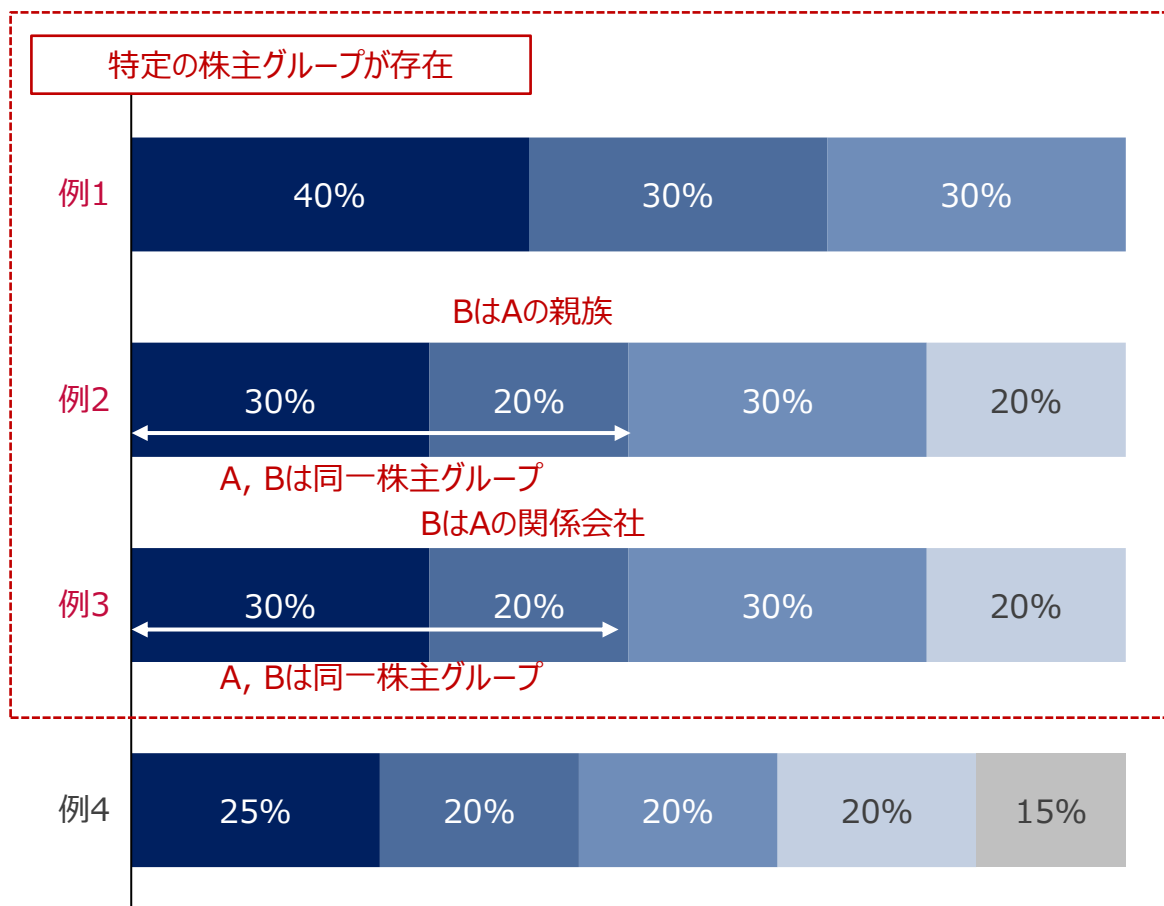
P.26において、「特定の株主グループ」とは、以下を指します。

特定の株主グループとは

発行済株式の総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指します。

- 例1～3は特定の株主グループが存在します。
(例2：BがAの親族で株主A, Bは同一株主グループ)
(例3：BがAの関係会社で株主A, Bは同一株主グループ)
- 例4は特定の株主グループが存在しません。
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)

■ 株主A ■ 株主D
■ 株主B ■ 株主E
■ 株主C



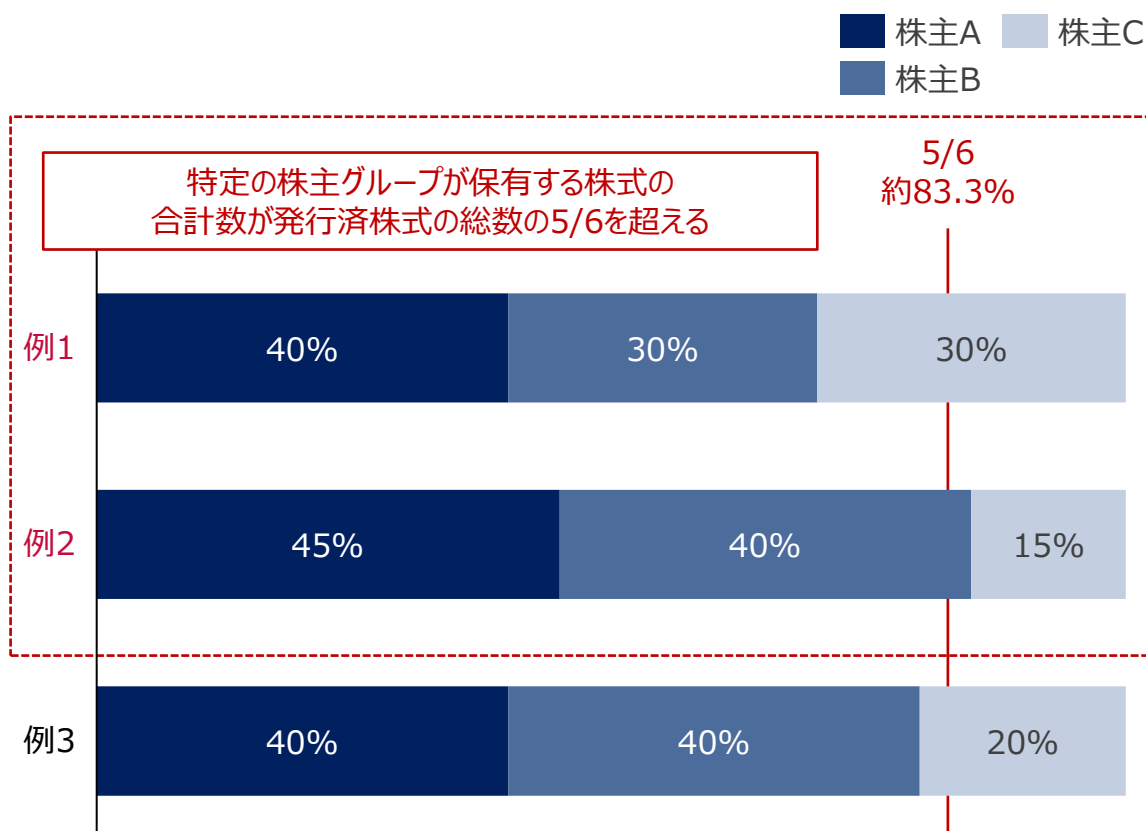
優遇措置B (Ⅲ.外部資本要件)

P.26において、「外部から投資を1/6以上取り入れている」とは、以下を指します。

外部から投資を1/6以上取り入れているとは

上述の特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないことを指します。ただし、発行済株式の総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済株式の総数の5/6を超えなければ、P.26のⅢの要件を満たしたとみなします。

- 例1,2は総数の5/6を超えます。 → 対象外
 - 例3は総数の5/6を超えません。 → 対象
- (示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)



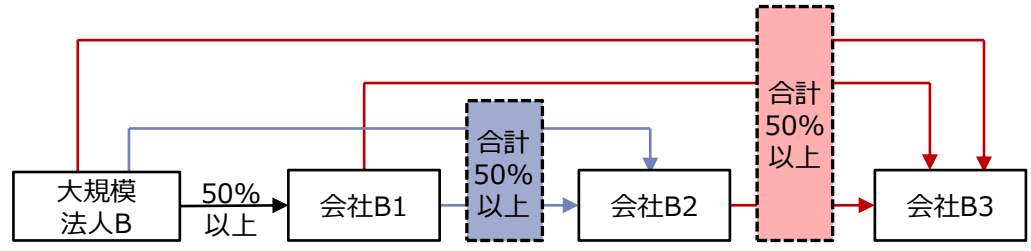
優遇措置B (Ⅳ.大規模法人グループの所有に属さない)

P.26において、「大規模法人グループ」、及び「大規模法人グループの所有に属さないこと」とは、以下を指します。

大規模法人グループとは

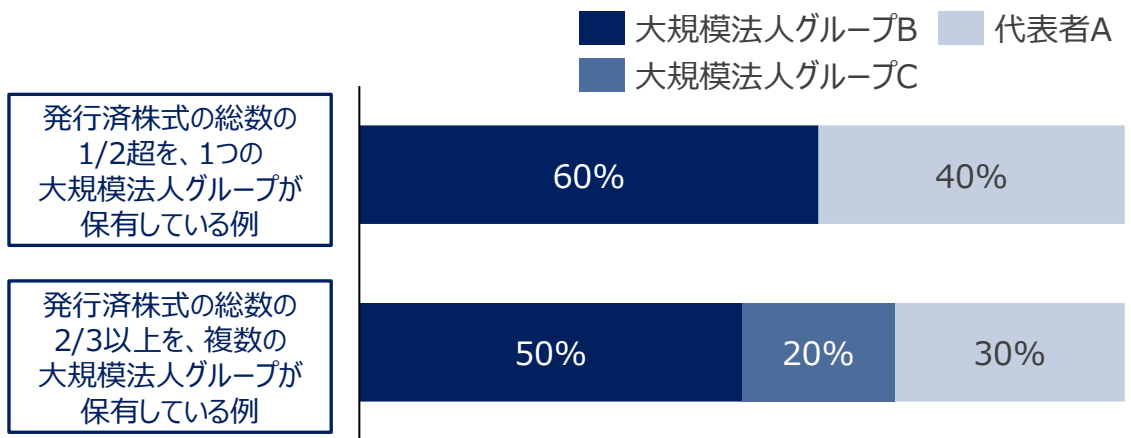
大規模法人グループとは、大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人を指します。
大規模法人と特殊の関係のある法人とは以下の①から③の会社を言います。

- ① 下図の大規模法人Bが50%以上株式を保有している会社B1
- ② 下図の大規模法人B及び会社B1が合計50%以上株式を保有している会社B2
- ③ 下図の大規模法人B並びに会社B1及び会社B2が合計50%以上株式を保有している会社B3



大規模法人グループの所有に属さないこととは

大規模法人グループの所有に属さないこととは、発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないことを言います。



優遇措置B (V. VI.の要件について)

P.26において、「未登録・未上場の株式会社」、及び「風俗営業等に該当する事業を行う会社」とは、以下を指します。

未登録・未上場の株式会社とは

本税制における株式会社とは、日本の会社法（商法）に基づいて設立された株式会社です。したがって、会社法施行前から存続している「特例有限会社」は含まれますが、合名会社、合資会社、合同会社は含まれません。
本税制は、上記の株式会社のうち、金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社を対象となります。

風俗営業等に該当する事業を行う会社とは

風俗営業等とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー（照度が10ルクス以下などの条件あり）・一部のメイド喫茶も含まれます。

プレシード・シード特例 (スタートアップ要件の概要)

エンジェル税制のプレシード・シード特例を受けるためには、個人投資家による資金の払込期日時点で、スタートアップ要件と個人投資家要件を満たす必要があります。

スタートアップ要件は、投資した年の減税措置（優遇措置A, B, プレシード・シード特例）毎に要件が異なります。

なお、売却した年の減税措置は、投資した年の減税措置のスタートアップ要件のいずれかを満たせば適用されます。

プレシード・シード特例のスタートアップ要件は以下をご確認ください。

※事前確認制度を利用する場合、申請日時点で要件を確認します。

- | | |
|-----|---|
| I | 設立 5 年未満の中小企業者であること |
| II | 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと
→ P.36～の要件をご確認ください |
| III | 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を 1/20 以上
取り入れている会社であること
→ P.39～で詳細をご確認ください。 |
| IV | 大規模法人グループの所有に属さないこと
→ P.41で詳細をご確認ください。 |
| V | 未登録・未上場の株式会社であること |
| VI | 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと |

プレシード・シード特例 (Ⅰ. 中小企業者の定義)

本税制における「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定される者であり、具体的には、以下①～④までのいずれかに該当する者をいいます。

ただし、P.34のVで示す通り、未登録・未上場の株式会社である必要があります。

① 下表のいずれかに該当する者

業種分類	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、 運輸業その他	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業、 情報処理サービス業	3億円以下	または	300人以下
旅館業	5,000万円以下	または	200人以下

② 企業組合

③ 協業組合

④ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、
協同組合連合会その他一定の組合及びその連合会

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

プレシード・シード特例 (Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

エンジェル税制のプレシード・シード特例を受けるために、スタートアップが、個人投資家による資金の払込期日時点で満たすべき、設立経過年数(事業年度)毎の要件は以下の表の通りです。表の内、②の赤字部分の要件が、現行の優遇措置Bに対して上乗せする要件となります。

設立経過年数 (事業年度)	要件 (満たすべきは① かつ ②)		-
-	①優遇措置Bの要件	②上乗せ要件	-
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	事業の将来における成長発展に向けた事業計画（試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用（※1）を含む）の対出資金比率が30%超の見込み）を有する。	コ
1年未満かつ最初の事業年度を経過（※2）	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	(1)各事業年度の売上高が0の場合 各事業年度の営業損益が0未満。 (2)各事業年度のいずれかにおける売上高が0ではない場合 ①各事業年度の営業損益が0未満。 かつ ②試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用（※1）を含む）の対出資金比率が30%超。	サ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用（※1）を含む）が収入金額の3%超。		シ
1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。		サ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用（※1）を含む）が収入金額の3%超。 売上高成長率が25%超。（※2）		シ ス
2年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用（※1）を含む）が収入金額の3%超。		シ
	売上高成長率が25%超。		ス

※1 宣伝費、マーケティング費用：新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用。

※2 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、「ス」の要件（売上高成長率要件）でも確認を受けることができます。

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

プレシード・シード特例

(Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

前頁の要件表における、「研究者」、「新事業活動従事者」、及び「試験研究費等」とは、それぞれ以下を指します。

研究者とは

特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う方で、試験研究費等に含まれる支出がなされる方が該当します。

新事業活動従事者とは

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方が該当します。

試験研究費等とは

試験研究費等とは、以下の試験研究費とその他の費用のことを言います。
なお、ここにおける試験研究費とその他の費用とは、試験研究等を目的とする支出等（損益計算書の費用又は貸借対照表の資産として計上されるもの）を指します。

①試験研究費：

新たな製品の製造または、新たな技術の発明にかかる試験研究のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 研究者の人件費
- 試験・研究のための原材料費
- 試験研究にかかる調査費等経費
- 外部への試験研究の委託費

②その他の費用：

新たな技術、もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓または新たな事業の開始のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 技術の採用にかかる費用
(技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等)
- 経営組織の採用にかかる費用
(販売提携や代理店採用にかかる企画担当者の人件費、会議費、調査費等)
- 技術の改良にかかる費用
(製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等)
- 市場の開拓等にかかる費用
(新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等)

プレシード・シード特例 (Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

P.34の要件表における、「出資金額」、「営業損益」、及び「売上高」とは、それぞれ以下を指します。

要件表における出資金額とは

出資金とは、資本金の増加をともなう現金及び預金の払い込みによる出資金額をいいます。本税制の企業要件における「出資金額」とは、会社を設立してから、基準日（会社成立の日もしくは払込日）の前事業年度までに受けた全ての出資金の額を合計したものです。都道府県等は前事業年度における貸借対照表及び登記事項証明書を確認して、その額を判断します。なお、会社設立後最初の事業年度が未経過の場合、当該最初の事業年度内に受ける出資金額の見込みを以て、都道府県は要件の適合性を判断します。

営業損益とは

営業損益とは、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除した金額をいいます。

売上高とは

貴社の主たる事業における商品等の販売又はサービスの提供によって実現したものをいいます。補助金収入（それを主たる事業としている場合を除く）、受取利息、固定資産の売却益等、営業外収益・特別利益項目を除きます。

プレシード・シード特例 (Ⅲ.外部資本要件)

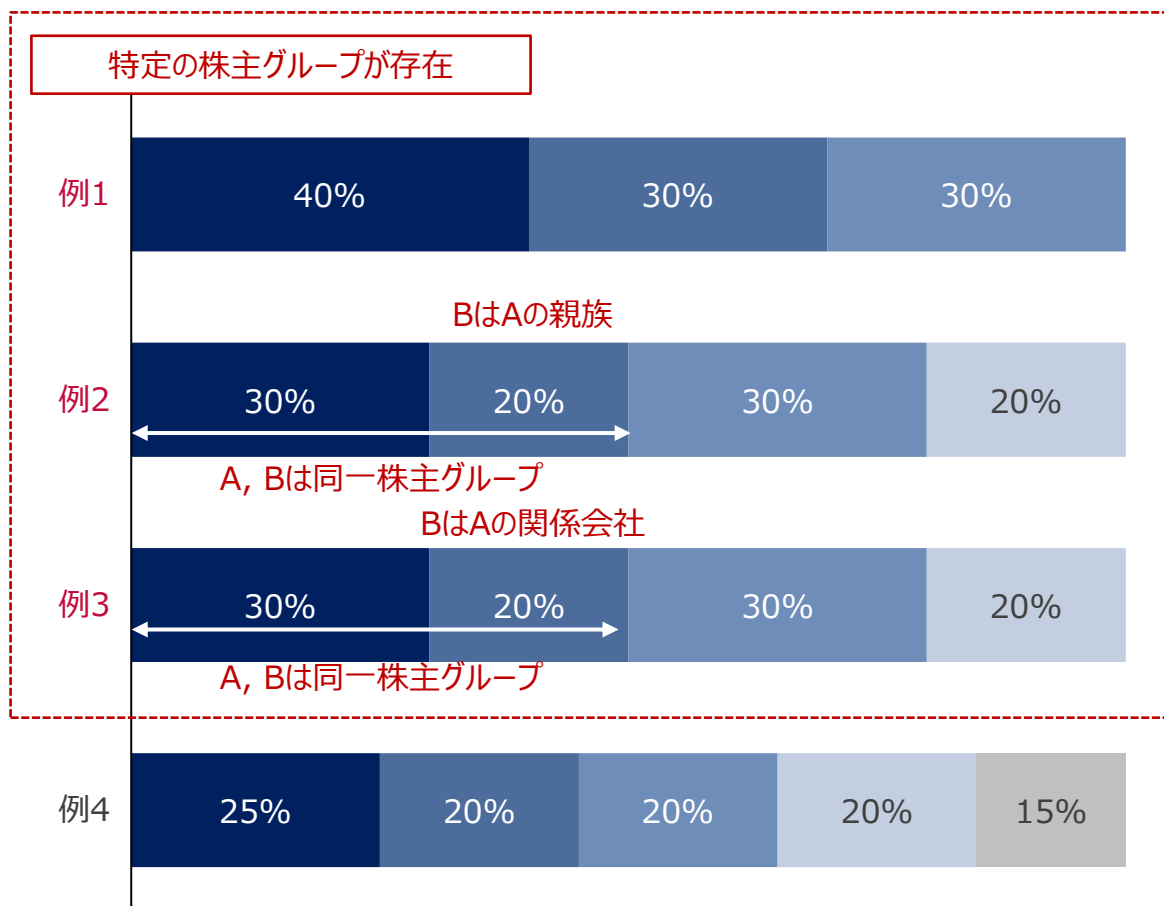
P.34において、「特定の株主グループ」とは、以下を指します。

特定の株主グループとは

発行済株式の総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指します。

- 例1～3は特定の株主グループが存在します。
(例2：BがAの親族で株主A, Bは同一株主グループ)
(例3：BがAの関係会社で株主A, Bは同一株主グループ)
- 例4は特定の株主グループが存在しません。
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)

■ 株主A ■ 株主D
■ 株主B ■ 株主E
■ 株主C



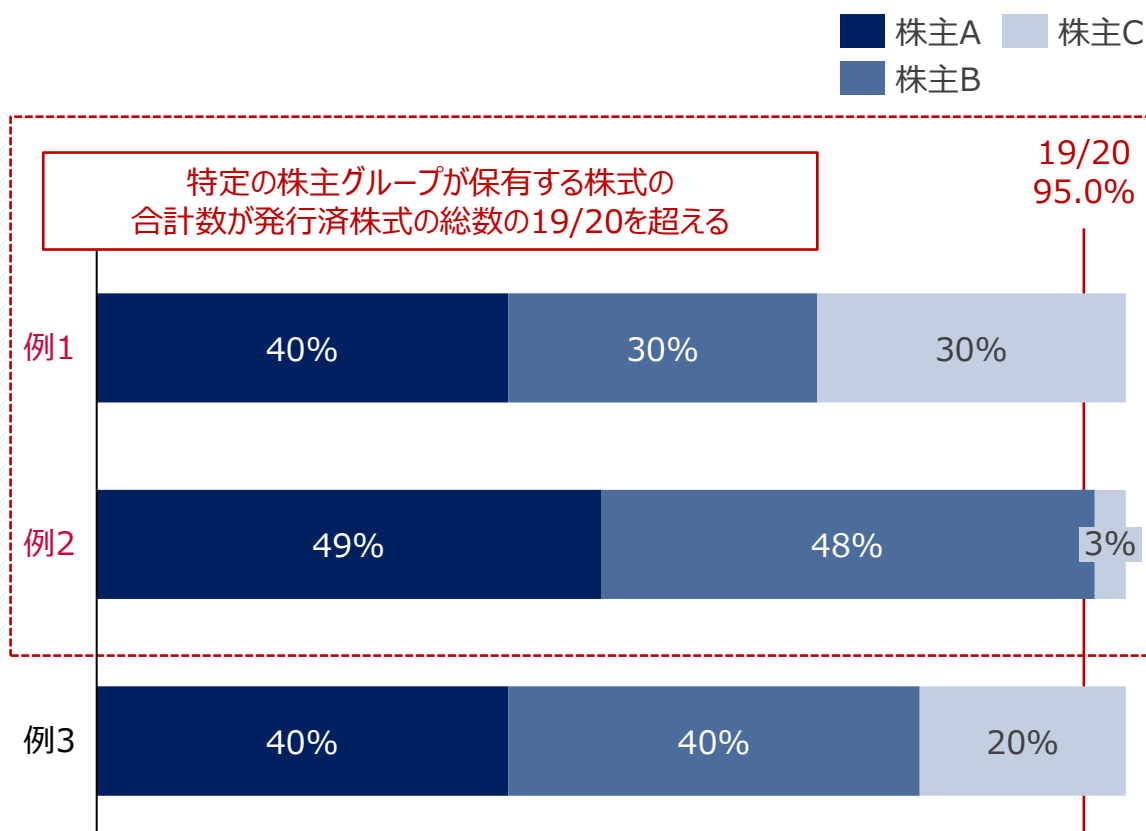
プレシード・シード特例 (Ⅲ.外部資本要件)

P.34において、「外部から投資を1/20以上取り入れている」とは、以下を指します。

外部から投資を1/20以上取り入れているとは

上述の特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の19/20を超えないことを指します。ただし、発行済株式の総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済株式の総数の19/20を超えなければ、P.33のⅢの要件を満たしたとみなします。

- ・ 例1,2は総数の19/20を超えます。 → **対象外**
- ・ 例3は総数の19/20を超えません。 → **対象**
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)



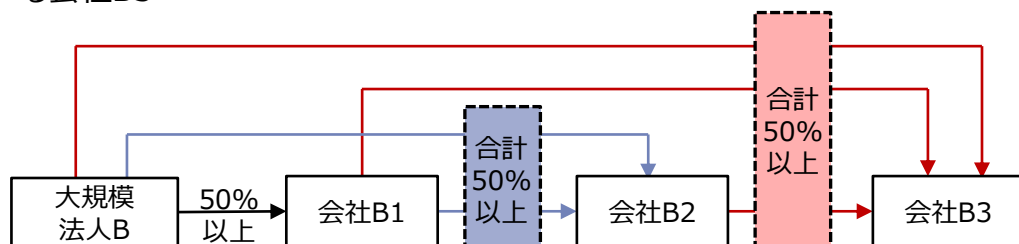
プレシード・シード特例 (Ⅳ.大規模法人グループの所有に属さない)

P.34において、「大規模法人グループ」、及び「大規模法人グループの所有に属さないこと」とは、以下を指します。

大規模法人グループとは

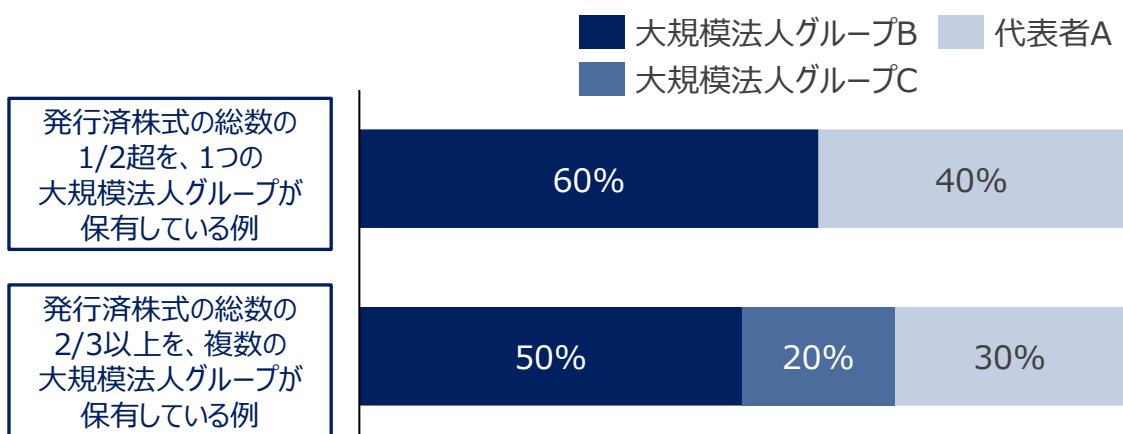
大規模法人グループとは、大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人を指します。
大規模法人と特殊の関係のある法人とは以下の①から③の会社を言います。

- ① 下図の大規模法人Bが50%以上株式を保有している会社B1
- ② 下図の大規模法人B及び会社B1が合計50%以上株式を保有している会社B2
- ③ 下図の大規模法人B並びに会社B1及び会社B2が合計50%以上株式を保有している会社B3



大規模法人グループの所有に属さないこととは

大規模法人グループの所有に属さないこととは、発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないことを言います。



プレシード・シード特例 (V. VI.の要件について)

P.34において、「未登録・未上場の株式会社」、及び「風俗営業等に該当する事業を行う会社」とは、以下を指します。

未登録・未上場の株式会社とは

本税制における株式会社とは、日本の会社法（商法）に基づいて設立された株式会社です。したがって、会社法施行前から存続している「特例有限会社」は含まれますが、合名会社、合資会社、合同会社は含まれません。

本税制は、上記の株式会社のうち、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社が対象となります。

風俗営業等に該当する事業を行う会社とは

風俗営業等とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー（照度が10ルクス以下などの条件あり）・一部のメイド喫茶も含まれます。

認定LPS/ECF経由における企業要件

認定LPS/ECFを通じた投資におけるスタートアップ要件は以下の通りです。

各措置の企業要件

I	設立 5 年未満の中小企業者であること (ただし、優遇措置Bの場合は設立 10 年未満)
II	設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと (以下の表)
III	大規模法人グループの所有に属さないこと
IV	未登録・未上場の株式会社であること
V	風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

設立経過年数 (事業年度)	優遇措置A	優遇措置B	プレシード・シード特例
1年未満かつ最初の 事業年度を未経験過	事業の将来の成長発展に向けた事業計画を有する。	—	事業の将来における成長発展に向けた事業計画（試験研究費等の対出資金比率が30%超の見込み）を有する。
最初の事業年度を経過して以降	直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字である。	—	(1)各事業年度の売上高が0の場合 各事業年度の営業損益が0未満 (2)各事業年度のいずれかにおける売上高が0ではない場合 ①各事業年度の営業損益が0未満かつ ②試験研究費等の対出資金比率が30%超

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

エンジェル税制における株式を取得する方法(投資方法)については、以下の3つの方法があり、それぞれにおいてエンジェル税制の確認申請の方法が異なることにご注意ください。

3つの投資方法

I

直接投資
(民法上の組合、投資事業有限責任組合経由又は指定金銭信託の単独運用による株式取得を含む)
→ P.45～をご確認ください。

II

認定投資事業有限責任組合(LPS)を通じて株式を取得
→ P.89～をご確認ください。

III

認定少額電子募集取扱業者の電子募集取扱業務(ECF)を通じて株式を取得
→ P.99～をご確認ください。

2つの税優遇時点

①

投資時点
→ 上記の I , II , III それぞれにおいて、(1)投資から確定申告までの流れをご確認ください。

②

株式売却時点
→ 上記の I , II , III それぞれにおいて、(2)株式譲渡等から確定申告までの流れをご確認ください。

① 制度概要

② 個人投資家要件

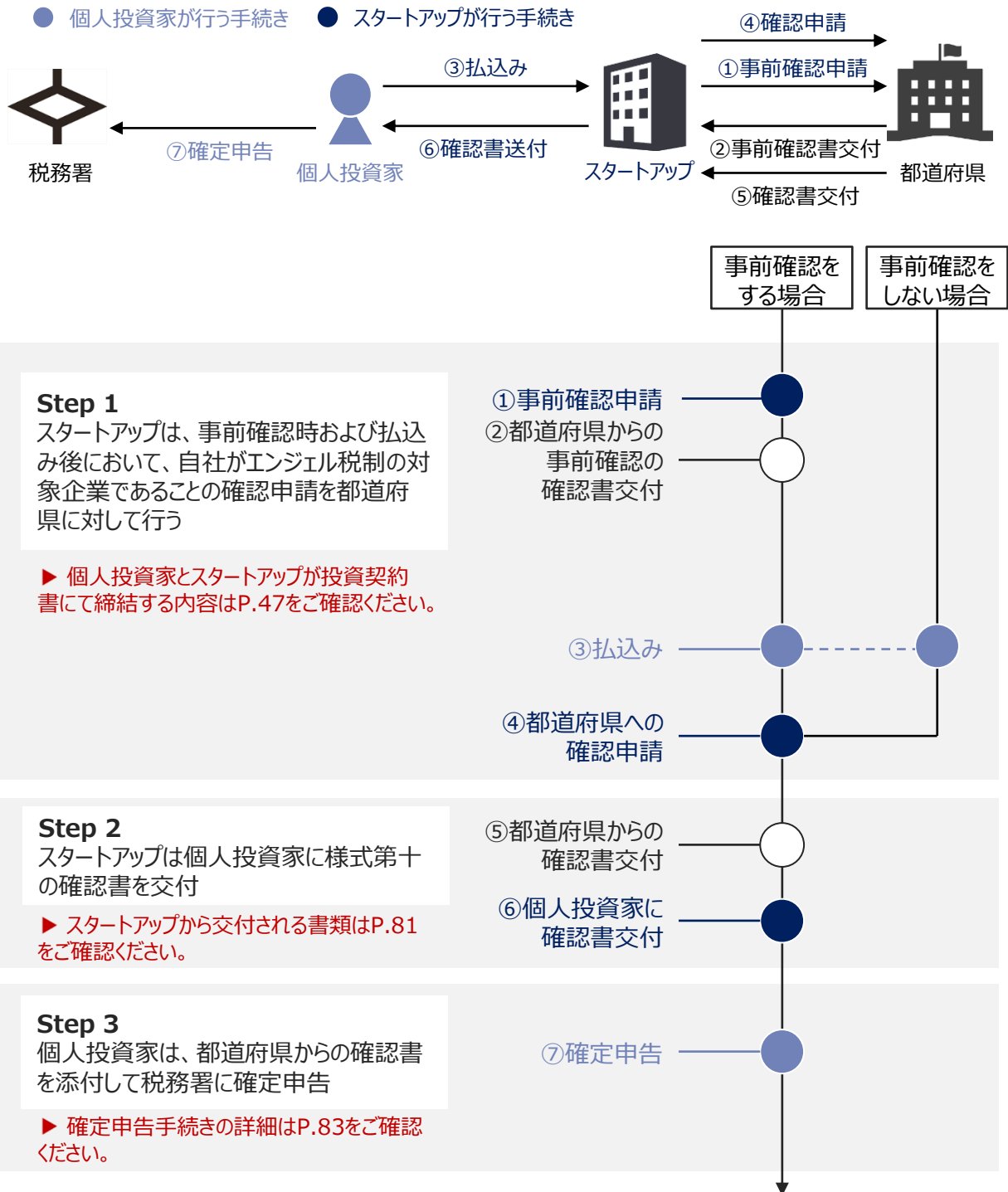
③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

((1)投資から確定申告までの流れ)

投資から確定申告までの流れは以下の図の通りであり、個人投資家は、投資契約書への記載事項（P.47）及び確定申告の手続き（P.83）を十分ご確認ください。



申請手続

（各措置に対応する規則条文について）

スタートアップは、事前確認の申請時と払込み後の確認の申請時においてそれぞれ申請書を都道府県に提出する必要がありますが、その申請書内における、各措置に対応する令和5年4月1日改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）の条文は以下の通りです。

新規則の条・項・号など	優遇措置A	優遇措置B	プレシード・シード特例
第8条第1号～第4号	○	○	○
第8条第5号イ及び第6号イ	○	○	－
第8条第5号ロ及び第6号ロ	－	－	○
第8条第5号ハ及び第6号ハ ※1	－	※1	－
第10条第1項第1号又は第2号のいずれか	○	－	※2

※1 スタートアップが新規則第8条第1号～第4号、第5号ハ及び第6号ハに掲げる要件（＝起業特例の要件）を満たすことを以て、そのスタートアップが設立してから、設立年の12月31日までに個人投資家が行った投資に対して、優遇措置Bの適用が可能となります。

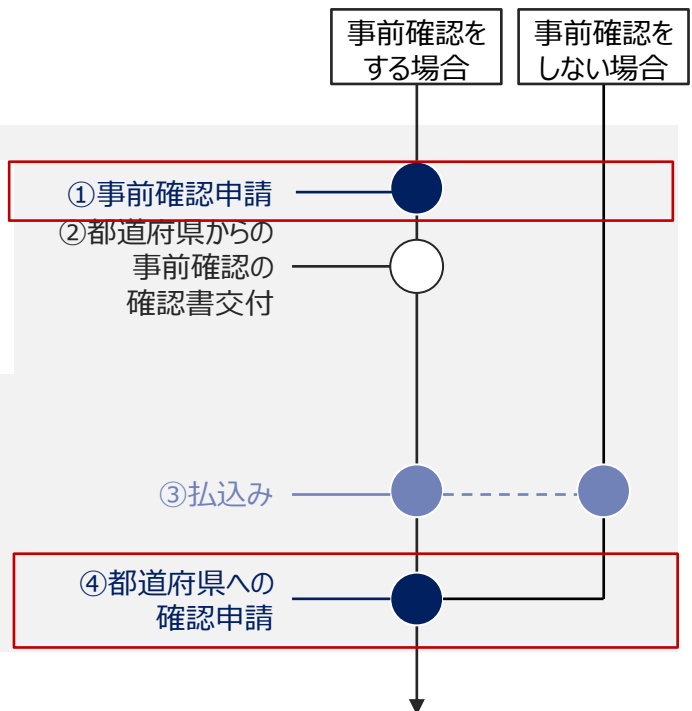
※2 プレシード・シード特例の企業要件を満たした上で、新規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件を満たす場合（優遇措置Aの要件を満たす場合）、優遇措置Aとの選択適用が可能となります。

Step 1

スタートアップは、事前確認時および払込み後において、自らがエンジェル税制の対象企業であることの確認申請を都道府県に対して行う

なお、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は、事前確認制度がありませんので、ご注意ください。

事前確認の申請時と
払込み後の確認の申請時でそれぞれ申請書を提出する必要があります。



申請手続

(Step1 : 投資契約書に含める内容)

個人投資家とスタートアップは経産省告示の規定に基づき、投資契約書又は覚書を作成し、スタートアップはその契約書の写しを都道府県に提出する必要があります。

なお、民法上の組合若しくは投資事業有限責任組合を経由又は単独運用である指定金銭信託を通じて株式を取得する場合においても、同様の投資契約及び組合契約又は信託契約が必要です。

投資契約書の記載事項のポイント

- ①発行株式総数及び払込金額
 - ②取得株式数、取得価額及び取得価額の総額
 - ③株式払込方法及び払込期日
 - ④個人投資家がスタートアップに対し約束する事項
 - ・ 第1基準日（払込み（の期限）日、又は会社成立の日。）において、一定の株主（※1）に該当しないこと。
 - ・ 当該スタートアップから与えられた新株予約権に係る租税法上の特例（※2）の適用を受けないこと。
 - ・ 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項についてスタートアップに報告すること。
 （プレシード・シード特例においては、個人投資家が20億円を超える所得控除を受ける場合に限る。）
 - ⑤スタートアップが個人投資家に対し約束する事項
 - ・ 個人投資家が一定の株主に該当しないことを確認した時は、個人投資家に確認書を交付すること。
 - ・ 第2基準日（払込み（の期限）日、会社成立の日、又は起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合はその設立年の12月31日。）において、エンジェル税制の企業要件を満たすこと。
 - ・ 第2基準日以後遅滞なく、都道府県に対して払込みの確認の申請を行い、都道府県からの確認書を個人投資家に交付すること。
 - ・ 個人投資家の求めに応じて株式異動状況明細書を作成し、交付すること。
 - ・ 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人投資家に交付すること。
 - (1)清算の終了又は特別清算の終了があったとき
 - (2)破産法に基づく破産手続開始の決定があったとき
 - (3)発行する株式が上場等したとき
 - ・ 上記以外に税制の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。
- （※1）一定の株主についての詳細はP.81をご確認ください。
- （※2）個人投資家が投資を行った株式会社から与えられた租税特別措置法第二十九条の二第一項（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）に規定する新株予約権に係る同項本文の規定の適用を受けないこと。

申請手続

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aにおけるスタートアップ要件

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| I | 設立5年未満の中小企業者であること |
| II | 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと（以下の表） |
| III | 特定の株主グループ以外からの投資を1/6以上取り入れている会社であること |
| IV | 大規模法人グループの所有に属さないこと |
| V | 未登録・未上場の株式会社であること |
| VI | 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと |

設立経過年数	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画を有する。	ア
1年未満かつ最初の事業年度を経過 (※)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
1年以上～2年未満	常勤の新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	エ
2年以上～3年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ
	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	エ
3年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。	ウ

※ 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、「エ」の要件（売上高成長率要件）でも確認を受けることができます。

申請手続

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの事前確認時の提出書類

前ページの設立年数毎の企業要件（ア～エ）それぞれにおいて、以下の表の提出書類が必要となります。

なお、「①確認申請書」及び「②登記事項証明書」以外については原本の写しの提出でも問題ございません。

No.	必要書類	パターン				備考
		ア	イ	ウ	エ	
①	確認申請書	○	○	○	○	優遇措置Aの場合は様式第二を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	
③	申請日における株主名簿	○	○	○	○	
④	常時使用する従業員数を証する書面 （雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑤	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容 （新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	－	－	
⑥	事業計画書	○	－	－	－	
⑦	法人設立届出書	○	－	－	－	
⑧	設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書※	－	○	○	○	

※キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フロー計算書のみの提出でも問題ありません。
詳細はP.21をご確認ください。

申請手続 (Step1 : 事前確認の申請書)

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認の申請を行うために、スタートアップは都道府県に対して、様式第二の申請書を提出します。

優遇措置Aの事前確認の申請書（様式第二）

様式第二裏面の以下の注意事項に同意の上、様式内の□のチェックボックスに印をつけてください。

1. 払込み後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。
2. 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第4項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。
3. 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内に規則第11条第1項に規定する基準日が到来する場合であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。
4. 規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあつては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあつては同号イ又はロ。以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。
5. 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
6. 事前確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
7. エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
8. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であつて、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。
9. 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。
10. 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

申請手続 (Step1 : 事前確認の確認書)

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認が完了した場合、都道府県知事名で以下の様式第三の確認書がスタートアップに交付されます。

優遇措置Aの事前確認の確認書（様式第三）

この確認書は、対象スタートアップにて厳重に保管ください。

様式第三（優遇措置Aの確認の場合）

様式第3（第9条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の〔1、2、3、4〕のいずれかに該当することを確認します。

2又は4のいずれかに丸がつけば、優遇措置Aの適用を受けることができます。

- ・優遇措置Bの要件に加えて、営業キャッシュ・フロー赤字等の要件を満たすとき： **2**に該当
- ・プレシード・シード特例の要件に加えて、営業キャッシュ・フロー赤字等の要件を満たすとき： **4**に該当

2 1の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。

4 3の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類)

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類

払込後の確認については、以下の(1)、(2)の通り、事前確認の有無によって都道府県への提出書類が異なります。

(1)

事前確認をする場合

P.48～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行い、様式第三の事前確認の確認書が交付されているスタートアップに関して、**申請の事業年度内における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

(2)

事前確認をしない場合

P.48～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行っていない場合、もしくは**事前確認を行っていても、その申請の事業年度外における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

Step 1

スタートアップは、事前確認時および払込み後において、自社がエンジェル税制の対象企業であることの確認申請を都道府県に対して行う

(1)事前確認をする場合と
(2)事前確認をしない場合
で都道府県への提出書類が異なります。

①事前確認申請
②都道府県からの
事前確認の
確認書交付

③払込み

④都道府県への
確認申請

事前確認を
する場合事前確認を
しない場合

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類（(1)事前確認をする場合）①

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
①	確認申請書		優遇措置Aの場合は様式第七を提出してください
②	都道府県より交付された 事前確認書 ※有効期限にご留意下さい	申請企業が特定新規中小企業者であることの確認	様式第三
③	特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書		様式第八
④	払込があったことを証する書面 （払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部分等）		－
⑤	登記事項証明書（写し可）	特定新規中小企業者により発行される株式を個人が払込みにより取得したことの確認	－
⑥	投資契約書（※）	－	－
⑦	払込日時点の株主名簿	－	－
⑧	新株予約権に係る払込み（会社法第二百四十六条第一項）があったことを証する書面	特定新規中小企業者により発行された新株予約権を個人が払込みにより取得したことの確認	対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合にのみ提出してください
⑨	新株予約権を発行する際の投資契約書	－	同上
⑩	新株予約権割当日における新株予約権原簿	－	同上

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「⑩組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類（(1)事前確認をする場合）②

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑪	組合契約書（※）	個人が組合員であること	－
⑫	当該民法組合等が取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を組合が払込みにより取得したことの確認	－
⑬	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限責任組合に該当すること	様式第九
⑭	組合保護預り口座通帳の該当部分	対象企業への払込み前に組合員が組合に対して出資していること	－
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑮	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑯	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「③組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類（(2)事前確認をしない場合）①

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表1

No.	必要書類	パターン				備考
		ア	イ	ウ	エ	
①	確認申請書	○	○	○	○	優遇措置Aの場合は様式第七を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	
③	払込日における株主名簿	○	○	○	○	
④	常時使用する従業員数を証する書面 （雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑤	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容 （新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	－	－	
⑥	事業計画書	○	－	－	－	
⑦	法人設立届出書	○	－	－	－	
⑧	設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（※）	－	○	○	○	

※キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フロー計算書のみの提出でも問題ありません。
詳細はP.21をご確認ください。

※「①確認申請書」「②登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類（(2)事前確認をしない場合）②

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-1

No.	必要書類	確認項目	備考
⑨	払込があったことを証する書面 （払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部 分等）	特定新規中小企業者により発行 される株式を個人が払込みによ り取得したことの確認	－
⑩	投資契約書（※）	－	－
⑪	新株予約権に係る払込み（会社 法第二百四十六条第一項）があっ たことを証する書面	特定新規中小企業者により発行さ れた新株予約権を個人が払込みによ り取得したことの確認	対象となる有償 新株予約権を行 使して株式を取 得する場合にの み提出してくださ い
⑫	新株予約権を発行する際の投資契 約書	－	同上
⑬	新株予約権割当日における新株予 約権原簿	－	同上
民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑬の書類に加えて以下の 書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑪～ ⑬の書類は不要です。			
⑭	組合契約書（※）	個人が組合員であること	－
⑮	当該民法組合等が取得した株 式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行さ れる株式を組合が払込みにより取得 したことの確認	－
⑯	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限 責任組合に該当すること	様式第九
⑰	組合保護預り口座通帳の該当 部分	対象企業への払込み前に組合 員が組合に対して出資している こと	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑨～⑯について、「⑯組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.17～で示した優遇措置Aのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Aの払込後の確認時の提出書類（(2)事前確認をしない場合）③

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-2

No.	必要書類	確認項目	備考
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑬の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑪～⑬の書類は不要です。			
⑮	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること 及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑲	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑨～⑲について、「⑮組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の申請書)

払込後に優遇措置Aの適用の申請を行う場合、スタートアップは以下の様式第七の申請書を都道府県に対して提出します。

優遇措置Aの払込後の確認の申請書（様式第七）の記載要領

- ①「1.」について、優遇措置Aの適用を受ける場合は、中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号イ、及び第6号イ、もしくは第5号ロ、及び第6号ロに該当することの申請になりますので、**（イ、イ）**か**（ロ、ロ）**の組み合わせで丸をつけてください。
- ②「6.」について、優遇措置Aの払込後の申請における基準日は払込日（または払込期日）になりますので、その日を記入してください。



様式第七の1～6の記載事項について、スタートアップの申請負担の軽減を図るため、Excel等でリストを作成し、印刷して申請書に添付する方法を認めることとしています。

様式第七の申請書

様式第7（第12条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認及び中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

- ① 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号{イ、ロ}及び第6号{イ、ロ}に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1株 円
(うち、新株予約権に係る払込金額 円)
- 5 払込金額の総額 円
(うち、新株予約権に係る払込金額の総額 円)
- ② 6 基準日 年 月 日

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bにおけるスタートアップ要件

- | | |
|-----|---|
| I | 設立 10 年未満の中小企業者であること |
| II | 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと（以下の表） |
| III | 特定の株主グループ以外からの投資を 1/6 以上取り入れている会社であること |
| IV | 大規模法人グループの所有に属さないこと |
| V | 未登録・未上場の株式会社であること |
| VI | 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと |

※ 起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は満たすべき企業要件が異なります。要件の詳細は、起業特例用のガイドラインをご確認ください。
また、その場合、事前確認制度はご利用いただけません。

設立経過年数	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	オ
1年未満かつ最初の事業年度を経過 (※)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	カ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。	キ
1年以上～2年未満	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	カ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。	キ
	売上高成長率が25%超。	ク
2年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。	キ
	売上高成長率が25%超。	ク
5年以上～10年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。	ケ

※ 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、「ク」の要件（売上高成長率要件）でも確認を受けることができます。

申請手続

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの事前確認時の提出書類

前ページの設立年数毎の企業要件（オ～ケ）それぞれにおいて、以下の表の提出書類が必要となります。

なお、「①確認申請書」及び「②登記事項証明書」以外については原本の写しの提出でも問題ございません。

また、⑤については、売上高成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する際にのみご提出ください。

No.	必要書類	パターン					備考
		オ	カ	キ	ク	ケ	
①	確認申請書	○	○	○	○	○	優遇措置Bの場合は様式第一を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	○	
③	申請日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書	—	○	○	○	○	
④	申請日が属する年度の前々年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書	—	—	—	○	—	
⑤	設立後最初の事業年度から申請日が属する年度の前々々年度までの貸借対照表及び損益計算書	—	—	—	△	—	上記説明文をご確認ください。
⑥	申請日における株主名簿	○	○	○	○	○	
⑦	常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑧	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容（新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	—	—	—	

申請手続

(Step1 : 事前確認の申請書)

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認の申請を行うために、スタートアップは都道府県に対して、様式第一の申請書を提出します。

優遇措置Bの事前確認の申請書（様式第一）

中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定による規則第8条第1号から第4号まで、第5号{イ、ロ}及び第6号{イ、ロ}に掲げる要件に該当することの確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

- ・第5号イ 及び 第6号イ → 優遇措置Bのみ適用が可能
- ・第5号ロ 及び 第6号ロ → プレシード・シード特例のみ適用が可能

また、様式第一裏面の以下の注意事項に同意の上、様式内の□のチェックボックスに印をつけてください。

1. 払込み後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。
2. 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第4項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。
3. 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内に規則第11条第1項に規定する基準日が到来する場合であって、申請者の主たる事務所に申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。
4. 規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ。以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。
5. 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
6. 事前確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
7. エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
8. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。
9. 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。
10. 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

申請手続 (Step1 : 事前確認の確認書)

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認が完了した場合、都道府県知事名で以下の様式第三の確認書がスタートアップに交付されます。

優遇措置Bの事前確認の確認書（様式第三）

この確認書は、対象スタートアップにて厳重に保管ください

様式第三（優遇措置Bの確認の場合）

様式第3（第9条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の ①、2、3、4 のいずれかに該当することを確認します。

1 から4までのいずれかに丸がつけば、優遇措置Bの適用を受けることができます。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類)

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類

払込後の確認については、以下の(1)、(2)の通り、事前確認の有無によって都道府県への提出書類が異なります。

(1)

事前確認をする場合

P.59～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行い、様式第三の事前確認の確認書が交付されているスタートアップに関して、**申請の事業年度内における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

(2)

事前確認をしない場合

P.59～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行っていない場合、もしくは**事前確認を行っていても、その申請の事業年度外における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

Step 1

スタートアップは、事前確認時および払込み後において、自社がエンジェル税制の対象企業であることの確認申請を都道府県に対して行う

なお、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は、事前確認制度がありませんので、ご注意ください。

(1)事前確認をする場合と

(2)事前確認をしない場合で都道府県への提出書類が異なります。

- ①事前確認申請
- ②都道府県からの事前確認の確認書交付

③払込み

④都道府県への確認申請

事前確認をする場合

事前確認をしない場合

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類（(1)事前確認をする場合）①

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
①	確認申請書		優遇措置Bの場合は様式第六を提出してください
②	都道府県より交付された 事前確認書 ※有効期限にご留意下さい	申請企業が特定新規中小企業者であることの確認	様式第三
③	特定新規中小企業者の要件に 該当することの宣言書		様式第八
④	払込があったことを証する書面 （払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部分等）	特定新規中小企業者により発行 される株式を個人が払込みにより 取得したことの確認	－
⑤	登記事項証明書（写し可）		－
⑥	投資契約書（※）	－	－
⑦	払込日時点の株主名簿	－	－
⑧	新株予約権に係る払込み（会社 法第二百四十六条第一項）があっ たことを証する書面	特定新規中小企業者により発行さ れた新株予約権を個人が払込みに より取得したことの確認	対象となる有償 新株予約権を行 使して株式を取 得する場合にの み提出してくだ さい
⑨	新株予約権を発行する際の投資契 約書	－	同上
⑩	新株予約権割当日における新株予 約権原簿	－	同上

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「③組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類（(1)事前確認をする場合）②

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑪	組合契約書（※）	個人が組合員であること	－
⑫	当該民法組合等が取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を組合が払込みにより取得したことの確認	－
⑬	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限責任組合に該当すること	様式第九
⑭	組合保護預り口座通帳の該当部分	対象企業への払込み前に組合員が組合に対して出資していること	－
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑮	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑯	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「③組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類（(2)事前確認をしない場合）

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表1

No.	必要書類	パターン					備考
		オ	カ	キ	ク	ケ	
①	確認申請書	○	○	○	○	○	優遇措置Bの場合は様式第六を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	○	
③	払込日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書	－	○	○	○	○	
④	払込日が属する年度の前々年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書	－	－	－	○	－	
⑤	設立後最初の事業年度から払込日が属する年度の前々々年度までの貸借対照表及び損益計算書	－	－	－	△	－	下記注釈をご確認ください。
⑥	払込日における株主名簿	○	○	○	○	○	
⑦	常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑧	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容（新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	－	－	－	

※「①確認申請書」「②登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。

※△：⑤については、売上高成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する際にのみご提出ください。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類 (2)事前確認をしない場合)

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1 : スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2 : 個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-1

No.	必要書類	確認項目	備考
⑨	払込があったことを証する書面 (払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部 分等)	特定新規中小企業者により発行 される株式を個人が払込みによ り取得したことの確認	—
⑩	投資契約書 (※)	—	—
⑪	新株予約権に係る払込み(会社 法第二百四十六条第一項)があっ たことを証する書面	特定新規中小企業者により発行さ れた新株予約権を個人が払込み により取得したことの確認	対象となる有償 新株予約権を行 使して株式を取 得する場合にの み提出してくだ さい
⑫	新株予約権を発行する際の投資契 約書	—	同上
⑬	新株予約権割当日における新株予 約権原簿	—	同上

民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑬の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑪～⑬の書類は不要です。

⑭	組合契約書 (※)	個人が組合員であること	—
⑮	当該民法組合等が取得した株 式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行さ れる株式を組合が払込みにより取得 したことの確認	—
⑯	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限 責任組合に該当すること	様式第九
⑰	組合保護預り口座通帳の該当 部分	対象企業への払込み前に組合 員が組合に対して出資している こと	—

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑨～⑰について、「⑯組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.26～で示した優遇措置Bのスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

優遇措置Bの払込後の確認時の提出書類（(2)事前確認をしない場合）

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-2

No.	必要書類	確認項目	備考
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑬の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑪～⑬の書類は不要です。			
⑮	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること 及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑲	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑨～⑲について、「⑮組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の申請書)

払込後に優遇措置Bの適用の申請を行う場合、スタートアップは以下の様式第六の申請書を都道府県に対して提出します。

優遇措置Bの払込後の確認の申請書（様式第六）の記載要領

- ① 「1.」について、優遇措置Bの適用を受ける場合は、中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号イ及び第6号イ又は第5号ハ及び第6号ハに該当することの申請になりますので、（イ、イ）か（ハ、ハ）の組み合わせで丸をつけてください。
- ② 「6.」について、優遇措置Bの払込後の申請における基準日は払込日（又は払込期日）になりますので、その日を記入してください。



様式第六の1～6の記載事項について、スタートアップの申請負担の軽減を図るため、Excel等でリストを作成し、印刷して申請書に添付する方法を認めることとしています。

様式第六の申請書

様式第6（第11条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

①

1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号 {イ、ロ、ハ} 及び第6号 {イ、ロ、ハ} に該当すること

2 個人の氏名及び住所

3 取得株式数

株

4 払込金額 1 株

円

（うち、新株予約権に係る払込金額

円）

5 払込金額の総額

円

（うち、新株予約権に係る払込金額の総額

円）

②

6 基準日

年 月 日

7 事業沿革

申請手続

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例におけるスタートアップ要件

- I 設立5年未満の中小企業者であること
- II 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと（以下の表）
- III 特定の株主グループ以外からの投資を1/20以上取り入れている会社であること
- IV 大規模法人グループの所有に属さないこと
- V 未登録・未上場の株式会社であること
- VI 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

設立経過年数	要件（満たすべきは① かつ ②）		-
-	①	②	-
1年未満かつ最初の事業年度を未経験過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	事業の将来における成長発展に向けた事業計画（試験研究費等の対出資金額比率が30%超の見込み）を有する	コ
1年未満かつ最初の事業年度を経過（※）	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	(1)各事業年度の売上高が0の場合 各事業年度の営業損益が0未満	サ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。		シ
1年以上～2年未満	常勤の新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	(2)各事業年度のいずれかにおける売上高が0ではない場合 ①各事業年度の営業損益が0未満かつ ②試験研究費等の対出資金額比率が30%超	サ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。		シ
2年以上～5年未満	売上高成長率が25%超。		ス
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。		シ
	売上高成長率が25%超。		ス

※ 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、「ス」の要件（売上高成長率要件）でも確認を受けることができます。

申請手続

(Step1 : 事前確認時の提出書類)

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認を行う場合の都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の事前確認時の提出書類

前ページの設立年数毎の企業要件（コ～ス）それぞれにおいて、以下の表の提出書類が必要となります。

なお、「①確認申請書」及び「②登記事項証明書」以外については原本の写しの提出でも問題ございません。

No.	必要書類	パターン				備考
		コ	サ	シ	ス	
①	確認申請書	○	○	○	○	プレシード・シード特例の場合は様式第一を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	
③	申請日における株主名簿	○	○	○	○	
④	常時使用する従業員数を証する書面 （雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑤	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容 （新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	－	－	
⑥	事業計画書	○	－	－	－	
⑦	設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○	○	○	○	

申請手続 (Step1 : 事前確認の申請書)

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認の申請を行うために、スタートアップは都道府県に対して、様式第一の申請書を提出します。

プレシード・シード特例の事前確認の申請書（様式第一）

中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定による規則第8条第1号から第4号まで、第5号{イ、ロ}及び第6号{イ、ロ}に掲げる要件に該当することの確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

・第5号□ 及び 第6号□ → プレシード・シード特例のみ適用が可能

また、様式第一裏面の以下の注意事項に同意の上、様式内の□のチェックボックスに印をつけてください。

1. 払込み後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。
2. 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第4項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。
3. 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内に規則第11条第1項に規定する基準日が到来する場合であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。
4. 規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ。以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。
5. 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
6. 事前確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
7. エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
8. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。
9. 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。
10. 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

申請手続 (Step1 : 事前確認の確認書)

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認が完了した場合、都道府県知事名で以下の様式第三の確認書がスタートアップに交付されます。

プレシード・シード特例の事前確認の確認書（様式第三）

この確認書は、対象スタートアップにて厳重に保管ください。

様式第三（プレシード・シード特例の確認の場合）

様式第3（第9条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の〔1、2、**3**、**4**〕のいずれかに該当することを確認します。

3又は4のいずれかに丸がつけば、プレシード・シード特例の適用を受けることができます。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類)

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の確認時の提出書類

払込後の確認については、以下の(1)、(2)の通り、事前確認の有無によって都道府県への提出書類が異なります。

(1)

事前確認をする場合

P.70～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行い、様式第三の事前確認の確認書が交付されているスタートアップに関して、**申請の事業年度内における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

(2)

事前確認をしない場合

P.70～で示した事前確認の申請を都道府県に対して行っていない場合、もしくは**事前確認を行っていても、その申請の事業年度外における個人投資家からの投資**については、こちらに該当します。

Step 1

スタートアップは、事前確認時および払込み後において、自社がエンジェル税制の対象企業であることの確認申請を都道府県に対して行う

(1)事前確認をする場合と
(2)事前確認をしない場合
で都道府県への提出書類が異なります。

①事前確認申請
②都道府県からの
事前確認の
確認書交付

③払込み

④都道府県への
確認申請

事前確認を
する場合事前確認を
しない場合

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の提出書類（(1)事前確認をする場合）①

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
①	確認申請書		プレシード・シード特例の場合は様式第六を提出してください
②	都道府県より交付された事前確認書 ※有効期限にご留意下さい	申請企業が特定新規中小企業者であることの確認	様式第三
③	特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書		様式第八
④	払込があったことを証する書面 （払込取扱銀行・信託会社による払込金額証明書、通帳の該当部分等）	特定新規中小企業者により発行される株式を個人が払込みにより取得したことの確認	－
⑤	登記事項証明書（写し可）		－
⑥	投資契約書（※）	－	－
⑦	払込日時点の株主名簿	－	－
⑧	新株予約権に係る払込み（会社法第二百四十六条第一項）があったことを証する書面	特定新規中小企業者により発行された新株予約権を個人が払込みにより取得したことの確認	対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合にのみ提出してください
⑨	新株予約権を発行する際の投資契約書	－	同上
⑩	新株予約権割当日における新株予約権原簿	－	同上

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「③組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(1))

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の提出書類（(1)事前確認をする場合）②

事前確認書を交付された企業は、実際に個人投資家から投資を受けた後、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて都道府県へ確認申請（株式の払込み等の確認）を行います。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

No.	必要書類	確認項目	備考
民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑪	組合契約書（※）	個人が組合員であること	－
⑫	当該民法組合等が取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を組合が払込みにより取得したことの確認	－
⑬	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限責任組合に該当すること	様式第九
⑭	組合保護預り口座通帳の該当部分	対象企業への払込み前に組合員が組合に対して出資していること	－
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑩の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑧～⑩の書類は不要です。			
⑮	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑯	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※「①確認申請書」「②都道府県より交付された事前確認書」「③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書」「③組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の提出書類（(2)事前確認をしない場合）

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表1

No.	必要書類	パターン				備考
		コ	サ	シ	ス	
①	確認申請書	○	○	○	○	プレシード・シード特例の場合は様式第六を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	○	
③	払込日における株主名簿	○	○	○	○	
④	常時使用する従業員数を証する書面 （雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑤	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容 （新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	－	－	
⑥	事業計画書	○	－	－	－	
⑦	設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○	○	○	○	

※「①確認申請書」「②登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の提出書類（(2)事前確認をしない場合）

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1、2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-1

No.	必要書類	確認項目	備考
⑧	払込があったことを証する書面 （払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部 分等）	特定新規中小企業者により発行 される株式を個人が払込みによ り取得したことの確認	－
⑨	投資契約書（※）	－	－
⑩	新株予約権に係る払込み（会社 法第二百四十六条第一項）があっ たことを証する書面	特定新規中小企業者により発行さ れた新株予約権を個人が払込みによ り取得したことの確認	対象となる有償 新株予約権を行 使して株式を取 得する場合にの み提出してくださ い
⑪	新株予約権を発行する際の投資契 約書	－	同上
⑫	新株予約権割当日における新株予 約権原簿	－	同上

民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑫の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑩～⑫の書類は不要です。

⑬	組合契約書（※）	個人が組合員であること	－
⑭	当該民法組合等が取得した株 式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行さ れる株式を組合が払込みにより取得 したことの確認	－
⑮	組合契約内容に係る誓約書	民法上の組合又は投資事業有限 責任組合に該当すること	様式第九
⑯	組合保護預り口座通帳の該当 部分	対象企業への払込み前に組合 員が組合に対して出資している こと	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑧～⑯について、「⑮組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の提出書類(2))

P.34～で示したプレシード・シード特例のスタートアップ要件について、事前確認をする場合の払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

プレシード・シード特例の払込後の提出書類（(2)事前確認をしない場合）

事前確認を行わない場合の提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1：スタートアップの要件を確認する書類

表2-1, 2-2：個人投資家からの払込み等を確認する書類

表2-2

No.	必要書類	確認項目	備考
指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑫の書類に加えて以下の書類が必要です。なお、対象となる有償新株予約権を行使して株式を取得する場合を除き、⑩～⑫の書類は不要です。			
⑰	信託契約書（※）	個人が信託の受益者となっていること 及び当該信託が指定金銭信託であって単独運用であること	－
⑱	当該信託の財産として取得した株式についての株式申込証	特定新規中小企業者により発行される株式を当該信託の受託者が払込みにより取得したことの確認	－

※投資契約書、組合契約書、信託契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※⑧～⑱について、「⑮組合契約内容に係る誓約書」以外については原本の写しでも問題ありません。

申請手続

(Step1 : 払込後の確認時の申請書)

払込後にプレシード・シード特例の適用の申請を行う場合、スタートアップは以下の様式第六の申請書を都道府県に対して提出します。

プレシード・シード特例の払込後の確認の申請書（様式第六）の記載要領

- ①「1.」について、プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号ロ及び第6号ロに該当することの申請になりますので、**（ロ、ロ）**の組み合わせで丸をつけてください。
- ②「6.」について、プレシード・シード特例の払込後の申請における基準日は払込日（又は払込期日）になりますので、その日を記入してください。



様式第六の1～6の記載事項について、スタートアップの申請負担の軽減を図るため、Excel等でリストを作成し、印刷して申請書に添付する方法を認めることとしています。

様式第六の申請書

様式第6（第11条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

- ① 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号 {イ、ロ、ハ} 及び第6号 {イ、ロ、ハ} に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1株 円
(うち、新株予約権に係る払込金額 円)
- 5 払込金額の総額 円
(うち、新株予約権に係る払込金額の総額 円)
- ② 6 基準日 年 月 日
- 7 事業沿革

申請手続

(Step2 : スタートアップからの交付書類)

本税制の対象となるスタートアップは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する確認書及び付属書類を交付する必要があります。

スタートアップからの交付書類

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主(※1)に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式異動状況明細書(※2)

(※1)

投資先企業は、個人投資家が基準日において次の1から7までに掲げる者でないことを確認し、当該個人投資家に対して、確認書を発行します。

1. 同族会社の判定の基礎となる株主
なお、「同族会社の判定の基礎となる株主」とは、同族会社（株主の3人以下並びにこれらの同族関係者が有する株式の総数が発行済株式数の50%超に相当する会社）に該当する会社の株主のうち、上位3位までの株主グループでその持株割合がはじめて50%を超えるときにおける当該株主グループであるものをいいます。
2. 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）
3. 特定事業主であつた個人の親族
4. 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
5. 特定事業主であつた個人の使用人
6. 上記3から5までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
7. 上記4から6までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(※2)

対象企業は、確認書の交付後に、個人投資家が対象企業の株式を取得した場合又は個人投資家から発行会社株式を譲渡又は贈与したことの報告を受けた場合は、株式異動状況明細書を作成し、当該個人投資家へ交付してください。

この手続を確実にを行うために、個人投資家は、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に報告することが義務付けられています。

（プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る）

申請手続 (Step2 : 払込後の確認の確認書)

払込後の確認が完了した場合、都道府県知事名で以下の様式第十の「確認書」がスタートアップに交付されます。個人投資家はこれを確定申告の際に添付して申告を行います。

直接投資の場合の、払込後の確認の確認書（様式第十）

この確認書は、確定申告の際に提出する書類ですので、厳重に保管ください。

- ①「1.」規則第8条第5号及び第6号について考えられるパターンは以下の通り
- ・優遇措置A：（イ、イ）or（ロ、ロ）のいずれか＋②に示す「7」の記載
 - ・優遇措置B：（イ、イ）or（ハ、ハ）のいずれか
 - ・プレシード・シード特例：（ロ、ロ）のみ
- ②「7.」について、優遇措置Aの適用を受けられる場合、この記載があります。

様式第十の確認書

様式第10（第11条関係）

確認書

番 年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第7条の規定に基づき確認します。

記

- ① 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号 {イ、ロ、ハ} 及び第6号 {イ、ロ、ハ} に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1株 円
(うち、新株予約権に係る払込金額 円)
- 5 払込金額の総額 円
(うち、新株予約権に係る払込金額の総額 円)
- 6 基準日 年 月 日
- ② 7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること

申請手続

(Step3 : 確定申告時の提出書類)

個人投資家は、スタートアップから交付された書類等を添付して、税務署に確定申告を行います。

各措置ごとの適用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

必要書類	優遇措置A	優遇措置B	プレシード・シード特例
①都道府県知事の確認書	○	○	○
②一定の株主に該当しない旨の確認書	○	○	○
③投資契約書（※1）の写し	○	○	○
④株式異動状況明細書（※2）	○	○	○
⑤株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	—	○	○
⑥特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書	○	○	○
⑦特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	○	—	—
⑧ 株式の異動明細書	○	—	—
（注）民法上の組合又は投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、①～⑧に加えて以下の書類が必要です。			
民法上の組合あるいは投資事業有限責任組合の決算書	○	○	○
投資をした個人の持分に応じた計算書（貸借対照表がついたもの）	○	○	○
投資の明細（各銘柄の取得価額、組合としての取得株数等）	○	○	○

※1 投資契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.47をご確認ください。

※2 個人投資家が対象企業の株式を取得、譲渡又は贈与した場合は、対象企業に株式異動状況明細書を作成してもらい、交付を受けてください。

(Step3 : 確定申告時の提出書類)

個人投資家は、スタートアップから交付された書類等を添付して、税務署に確定申告を行います。

各措置ごとの適用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

必要書類	優遇措置A	優遇措置B	プレシード・シード特例
(注) 指定金銭信託の単独運用による株式取得の場合は、①～⑧に加えて以下の書類が必要です。			
信託の決算書（貸借対照表及び損益計算書）	○	○	○
投資の明細（各銘柄の取得価額、取得株数等）	○	○	○

申請手続

(2)株式譲渡等から確定申告までの流れ

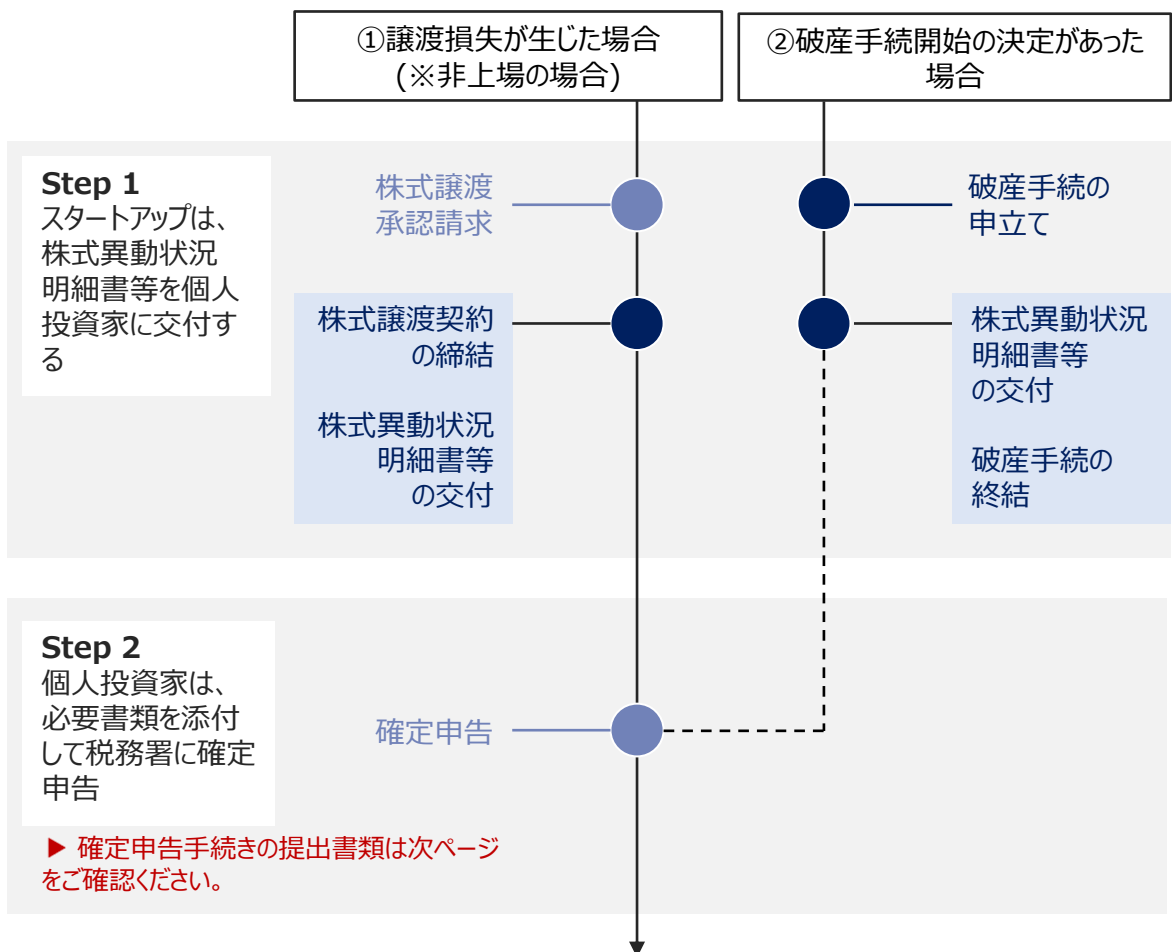
株式譲渡等から確定申告までの流れは以下の図の通りですので、十分ご確認ください。

スタートアップ株式に係る譲渡損失の繰越控除等

株式売却時の税優遇の対象となるのは、次の①、②の場合です。

- ① 本ガイドラインのスタートアップ要件（P.16～）を満たすスタートアップが発行した株式（以下「特定株式」という。）に関して、譲渡損失が発生した場合
- ② 特定株式を発行した株式会社が、破産手続開始の決定を受けた場合、又は解散（合併による解散を除く）をし、その清算が終了した場合（以下「破産手続開始の決定等があった場合」といいます。）

なお、スタートアップに投資をした年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失額を計算します。



申請手続 (Step2 : 確定申告時の提出書類)

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)、及び破産手続開始の決定等があった場合の年における確定申告時の提出書類は以下の通りです。

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式投資契約書の写し
- ④ 株式異動状況明細書
- ⑤ 株式の譲渡等に関する書類
- ⑥ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑦ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)
- ⑧ 株式の異動明細書

破産手続開始の決定等があった場合

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式投資契約書の写し
- ④ 株式異動状況明細書
- ⑤ 破産手続開始の決定の公告があったことを明らかにする書類の写し等(※)
- ⑥ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑦ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)
- ⑧ 株式の異動明細書

※ 清算終了や破産手続開始の決定の登記がされている場合には、添付不要です。

申請手続 (その他注意事項)

以下の注意事項を十分ご確認ください。

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

！ 株式等の状況の変化に係る税務署・都道府県への報告

対象企業は株式等の状況の変化について、税務署や都道府県への報告が必要です。

- ① エンジェル税制の株式払込み等の確認を受けた対象企業は、個人投資家が発行会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年の1月31日までに株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。（※プレシード・シード特例においては、エンジェル税制の適用を受ける個人投資家の所得控除額が20億円を超える場合に限ります。）
- ② エンジェル税制の株式払込み等の確認を受けた対象企業は、次に掲げる事実があった場合には、この事実について遅滞なく都道府県知事へ報告してください。都道府県には、事実が分かる資料に、企業名、担当者等の記載を行った上で報告をしてください。
 - (ア) 清算終了又は特別清算終了があった場合
 - (イ) 破産開始決定の手続に入った場合
 - (ウ) 株式上場又は店頭公開した場合
 - (エ) 増資又は減資を行った場合
 - (オ) 社名変更、所在地の移動その他重要な事実があった場合

！ 民法上の組合、投資事業有限責任組合又は単独運用である指定金銭信託信託経由で投資を行った場合

民法上の組合、投資事業有限責任組合（以下、「LPS」という。）経由又は単独運用である指定金銭信託経由で投資を行った個人投資家は以下の留意事項をご確認ください。

- ① 都道府県知事の確認を受けたスタートアップ株式と同一銘柄株式につき、株式の取得、譲渡、贈与等保有株式数に変動が生じた時は、個人投資家は速やかに発行会社に通知してください(LPSを通じた場合は当該LPSの代表者経由、信託を通じた場合は信託の受託者経由)。
 （※プレシード・シード特例においては、エンジェル税制の適用を受ける個人投資家の所得控除額が20億円を超える場合に限ります。）
- ② 民法上の組合、LPSの代表者又は信託の受託者は、株式の譲渡の対価の実質的受領者を明らかにするため組合員又は受益者等の所得に関する計算書を、民法上の組合、LPSの代表者又は信託の受託者の住所を所轄する税務署に提出してください。
- ③ 「投資時点での優遇措置」は、所得税のみ認められている制度であり、住民税においては認められていません。なお、エンジェル税制の売却時点の優遇措置については、所得税及び住民税の両方が認められています。
- ④ エンジェル税制の特例を複数回利用する場合は、スタートアップを通じて、都道府県へ確認書の再発行を申請をしてください。

申請手続 (その他注意事項)

以下の注意事項を十分ご確認ください。

① 制度概要

② 個人投資家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続



フォローアップ調査について（再掲）

プレシード・シード特例については、税制の適切な運用に向けた実態把握・効果検証の観点から、当該特例の適用を受けた個人投資家がある取得した株式を売却した場合には、任意のフォローアップ調査への御協力をお願いする場合があります。調査をお願いする場合は、都道府県から確認書を交付する際に調査票を同封させていただきますので、ご確認いただき、個人投資家の同意を得た上で御協力をお願いいたします。

なお、提供いただいた情報は税制の適切な運用のために使用し、特に必要と判断される場合は、経済産業省から国税庁等の関係機関に情報提供を行うことがあります。

（調査項目）

1. 会社名、代表者及び株式を売却した個人投資家の氏名

（会社名）

（代表者）

（個人投資家の氏名、役職及び住所）

2. 取得した株式の取得時期・売却時期

（取得時期） 年 月 日

（売却時期） 年 月 日

3. 売却株式数・売却総額

（売却株式数） 株

（売却総額） 円

4. 売却目的



都道府県による払込み後の確認の取消しについて（再掲）

都道府県知事は、払込み後の確認を受けたスタートアップが次のいずれかに該当するときは、当該スタートアップに対して、その確認を取り消すことができます。

1. 基準日においてエンジェル税制の対象企業でないことが明らかになったとき。
2. 払込み後の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

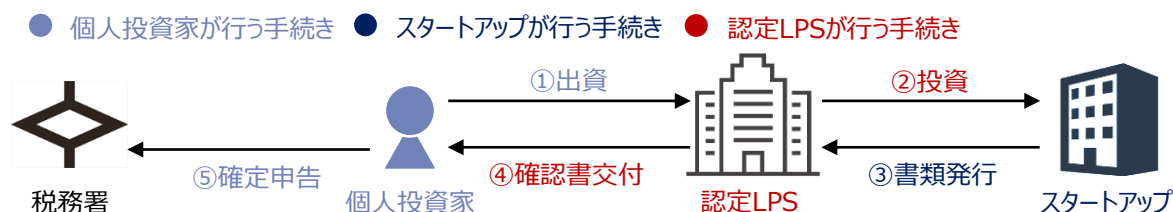
都道府県は上記の取消しをしたとき、当該スタートアップに対してその旨を通知したうえで、確認書の返還を求めます。

また、その旨を当該スタートアップの本店所在地の所轄税務署長に通知したうえで、都道府県のHP等で公示します。

申請手続

((1)投資から確定申告までの流れ)

投資から確定申告までの流れは以下の図の通りであり、個人投資家は、組合契約書、投資契約書への記載事項（P.90～）及び確定申告の手続き（P.96）を十分ご確認ください。



認定LPS経由の場合

Step 1

LPS（投資事業有限責任組合）は組合契約を締結した後、経済産業省に対して認定の申請を行う

▶ 組合契約書の締結にて含める内容の詳細は次ページご確認ください。

投資事業有限責任
組合契約の締結

認定申請

経済産業大臣の
認定書の
交付・対外公表

Step 2

個人投資家が認定LPSに出資後、認定LPSはスタートアップに対して投資を行う。その後、スタートアップは個人投資家に対して書類を発行し、認定LPSは個人投資家に対して、その書類と併せて確認書を交付

▶ スタートアップから発行される書類等の詳細はP.93をご確認ください。

▶ 認定LPSから交付される書類等の詳細はP.94をご確認ください。

①個人投資家
による出資

②認定LPS
からの投資

③スタートアップからの
書類発行

④認定LPSからの
確認書交付

Step 3

個人投資家は、交付された確認書等を添付して税務署に確定申告

▶ 確定申告手続きの詳細はP.96をご確認ください。

⑤確定申告

申請手続

(Step1：組合契約書に含める内容)

エンジェル税制の適用を受けるためには、以下に掲げる内容を組合契約書若しくは認定LPSの代表者と個人組合員の間で締結する契約（いわゆるサイドレター）に含める必要があります。また、認定LPSの代表者と投資先企業の間で締結する投資契約に含めるべき事項があります。

組合契約書の記載事項のポイント

1. 認定LPSの代表者の約束事項として、次の事項を明記していること。
 - ① 認定LPSの代表者は、組合契約締結者（認定LPSと組合契約を締結する個人又は認定LPSと組合契約を締結するその代表者をいう。以下同じ。）に対して、認定LPSの貸借対照表及び損益計算書（組合契約締結者の持分割合に応じて計算した明細を含む。）、投資の明細を交付すること。
 - ② 認定LPSの代表者は、投資先企業に対して、当該認定LPSと組合契約を締結する個人の氏名・住所を通知すること。
2. 組合契約締結者の約束事項として、次の事項を明記していること。
 - ① 組合契約締結者は、当該株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について、認定LPSの代表者に報告すること。（プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限り）
 - ② エンジェル税制の適用を申請する確定申告において、次の書類を添付することを明記していること。
 - (1) 認定LPSの貸借対照表及び損益計算書（投資家の持分割合に応じて計算した明細を含む。）
 - (2) 投資の明細書
 - (3) エンジェル税制の各優遇措置における確認書

申請手続

(Step1 : 投資契約書に含める内容)

エンジェル税制の適用を受けるためには、スタートアップと認定LPSの間で締結する投資契約に含めるべき事項があります。

投資契約書の記載事項のポイント

- ①スタートアップが発行する株式の総数及び発行価額
- ②個人投資家が取得する株式の数、発行価額及び発行価額の総額。
- ③個人投資家が取得する株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間
- ④認定LPSがスタートアップに対し約束する事項
 - ・ 個人投資家が基準日（払込み（の期限）日、もしくは会社成立の日。）において、一定の株主（※1）に該当しないこと。
 - ・ 個人投資家が株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項についてスタートアップに報告すること。
（プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る）
 - ・ 個人投資家の氏名及び住所を通知すること
- ⑤スタートアップが認定LPSに対し約束する事項
 - ・ 個人投資家が一定の株主に該当しないことを確認した時は、個人投資家に確認書を交付すること。
 - ・ 基準日において、エンジェル税制の企業要件を満たすこと。
 - ・ 基準日の属する年の翌年の1/31までにスタートアップの本店の所在地の所轄税務署長に対して次に掲げる事項を記載した書類を提出すること
 - (1)基準日において認定LPSを通じて取得される株式の発行会社であること
 - (2)当該認定LPSの名称
 - ・ 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人投資家に交付すること。
 - (1)清算の終了又は特別清算の終了があったとき
 - (2)破産法に基づく破産手続開始の決定があったとき
 - (3)発行する株式が上場等したとき
 - ・ 上記以外に税制の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(※1)

一定の株主についての詳細はP.93をご確認ください。

申請手続

(Step2 : 所得控除を受ける時期)

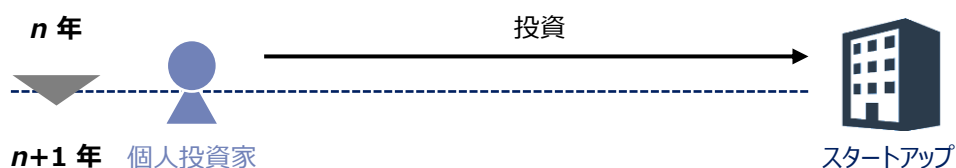
税制の対象となるスタートアップは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する付属書類を交付する必要があります。

直接投資(※1)とLPS経由(※2)の投資における、所得控除を受ける時期の違い

直接投資(※1)の場合、スタートアップへの投資した年の課税所得からスタートアップへの投資金額が控除されます。また、投資先の選定は個人投資家自身が行います。

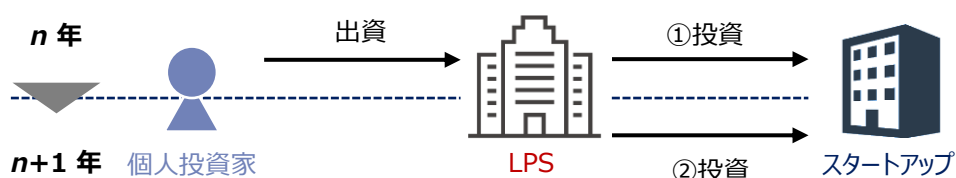
LPS経由(※2)の場合、LPSがスタートアップへ投資した年の課税所得からスタートアップへの投資金額が控除されます。必ずしもLPSへの出資年ではないことにご注意ください。また、投資先の選定はLPSが行います。

直接投資 の場合 (※1)



n 年にエンジェル税制の対象となるスタートアップに投資した場合、投資した年である n 年の総所得金額や株式譲渡益から控除できる。

LPS経由 の場合 (※2)



n 年にLPSに出資した後に、

① そのLPSが n 年中にエンジェル税制の対象となるスタートアップに投資した場合、投資した年である n 年の総所得金額や株式譲渡益から控除できる。

② そのLPSが例えば翌年の $n+1$ 年にエンジェル税制の対象となるスタートアップに投資した場合、投資した年である $n+1$ 年の総所得金額や株式譲渡益から控除できる。

※1 民法上の組合や投資事業有限責任組合経由のものを除く。

※2 認定されていない投資事業有限責任組合経由や信託財産として取得するものを含む。

(Step2 : スタートアップからの発行書類)

税制の対象となるスタートアップは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する付属書類を発行する必要があります。

スタートアップからの発行書類

- ①認定LPSの組合員が一定の株主(※1)に該当しないことを確認した書類
- ②株式異動状況明細書(※2)

(※1)

投資先企業は、認定LPSの組合員が基準日において次の1から7までに掲げる者でないことを確認し、当該組合員に対して、確認書を発行します。

1. 同族会社の判定の基礎となる株主
なお、「同族会社の判定の基礎となる株主」とは、同族会社（株主の3人以下並びにこれらの同族関係者が有する株式の総数が発行済株式数の50%超に相当する会社）に該当する会社の株主のうち、上位3位までの株主グループでその持株割合がはじめて50%を超えるときにおける当該株主グループであるものをいいます。
2. 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）
3. 特定事業主であつた個人の親族
4. 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
5. 特定事業主であつた個人の使用人
6. 上記3から5までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
7. 上記4から6までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(※2)

対象企業は、確認書の交付後に、個人投資家が対象企業の株式を取得した場合又は個人投資家から発行会社株式を譲渡又は贈与したことの報告を受けた場合は、株式異動状況明細書を作成し、認定LPSを経由して当該個人投資家へ交付してください。

申請手続

(Step2 : 認定LPSからの交付書類)

認定LPSは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する確認書及び付属書類を交付する必要があります。

認定LPSからの交付書類

- ①確定申告時に必要となる確認書(※1)
- ②認定LPSの認定証の写し

(※1)

認定LPSは、投資先企業が基準日において要件を満たしていること、必要事項が組合契約書及び投資契約書に記載されており(※2)、当該投資契約に従って払込みによりされた株式取得であること及び取得した株式がプレシード・シード特例の対象会社である場合には会社要件に該当することを確認した後に、個人投資家に確認書を交付します。

(※2)

【 i 】組合契約の締結

認定を受けたLPSとして、エンジェル税制の適用を受けるために、組合契約書若しくは認定投資事業有限責任組合の代表者と個人組合員の間で締結する契約（いわゆるサイドレター）に含めるべき事項があります。

詳細はP.90をご確認ください。

【 ii 】投資契約の締結

認定を受けたLPSとして、エンジェル税制の適用を受けるために、認定LPSの代表者と投資先企業の間で締結する投資契約に含めるべき事項があります。

詳細はP.91をご確認ください。

投資先企業による所轄税務署への通知

認定LPSが上記の確認書を交付した場合は、投資先企業は、基準日の翌年1月31日までに投資先企業の住所を所轄する税務署長に通知書を提出する必要がありますので、認定LPSの代表者は投資先企業に対して当該通知を行うよう指導して下さい。

申請手続 (Step2 : 確認書交付後の手続き)

個人投資家が認定LPS経由で株式を取得した場合、投資先企業と認定LPSは、確認書を交付後に以下の手続きを行う必要があります。

投資先企業が行う手続き

① 株式異動状況明細書の交付

投資時点における特例を受けるにあたって、投資先企業は認定LPSの組合員に対して株式異動状況明細書を交付する必要があります。

この手続きを確実に行うために、認定LPSの代表者及び組合員は、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に報告することが義務付けられています。

(プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る)

また、認定LPSの代表者は、投資先企業が各組合員に対して当該明細書を交付することを可能とするために、事前に各組合員の住所及び氏名を投資先企業に通知してください。

② 株式異動状況通知書の提出

投資先企業は、投資家から当該株式の取得の翌年以後の各年において当該株式を譲渡又は贈与した旨の通知を受けるその他の事由により当該譲渡又は贈与を知った場合には、その知った年の翌年1月31日までに、投資先企業を所轄する税務署に対して通知書を提出する必要があります。

(プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る)

認定LPSが行う手続き

① 決算書等の交付

認定LPSの代表者は、組合員が確定申告において必要となる次に掲げる書類を、組合員に対して交付してください。

- 投資事業有限責任組合の決算書
- 各組合員の持分に応じた計算書（貸借対照表が付いたもの）
- 投資の明細（各銘柄の取得価額、組合としての取得株数等）

② 株式等の譲渡の対価の支払報告書の提出

認定LPSの代表者は、その年中の各組合員に生じる利益の額又は損失の額について、株式の譲渡の対価の実質的受領者を明らかにするため、組合員所得に関する計算書を組合の代表者の住所を所轄する税務署に提出してください。

申請手続

(Step3 : 確定申告時の提出書類)

個人投資家は、認定LPSから交付された書類等を添付して、税務署に確定申告を行います。

各措置ごとの適用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

必要書類	優遇措置A	優遇措置B	フレシード・シード特例
①認定LPSから交付された確認書	○	○	○
②認定LPSの認定証の写し	○	○	○
③投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類	○	○	○
④株式投資契約書(※1)の写し	○	○	○
⑤株式異動状況明細書(※2)	○	○	○
⑥株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	—	○	○
⑦特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書	○	○	○
⑧特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	○	—	—
⑨株式の異動明細書	○	—	—
⑩認定LPSの決算書	○	○	○
⑪投資をした個人の持分に応じた計算書（貸借対照表がついたもの）	○	○	○
⑫投資の明細（各銘柄の取得価額、組合としての取得株数等）	○	○	○

※1 投資契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.91をご確認ください。

※2 個人投資家が対象企業の株式を取得、譲渡又は贈与した場合は、対象企業に株式異動状況明細書を作成してもらい、交付を受けてください。

その他留意事項

- ① 「投資時点の優遇措置」は所得税のみに認められている制度であり、住民税においては認められておりません。なお、エンジェル税制の売却時点の優遇措置については、所得税及び住民税の両方が認められています。
- ② エンジェル税制を複数回利用する場合は認定LPSに確認書の再発行を依頼してください。

申請手続 (2)株式譲渡等から確定申告までの流れ

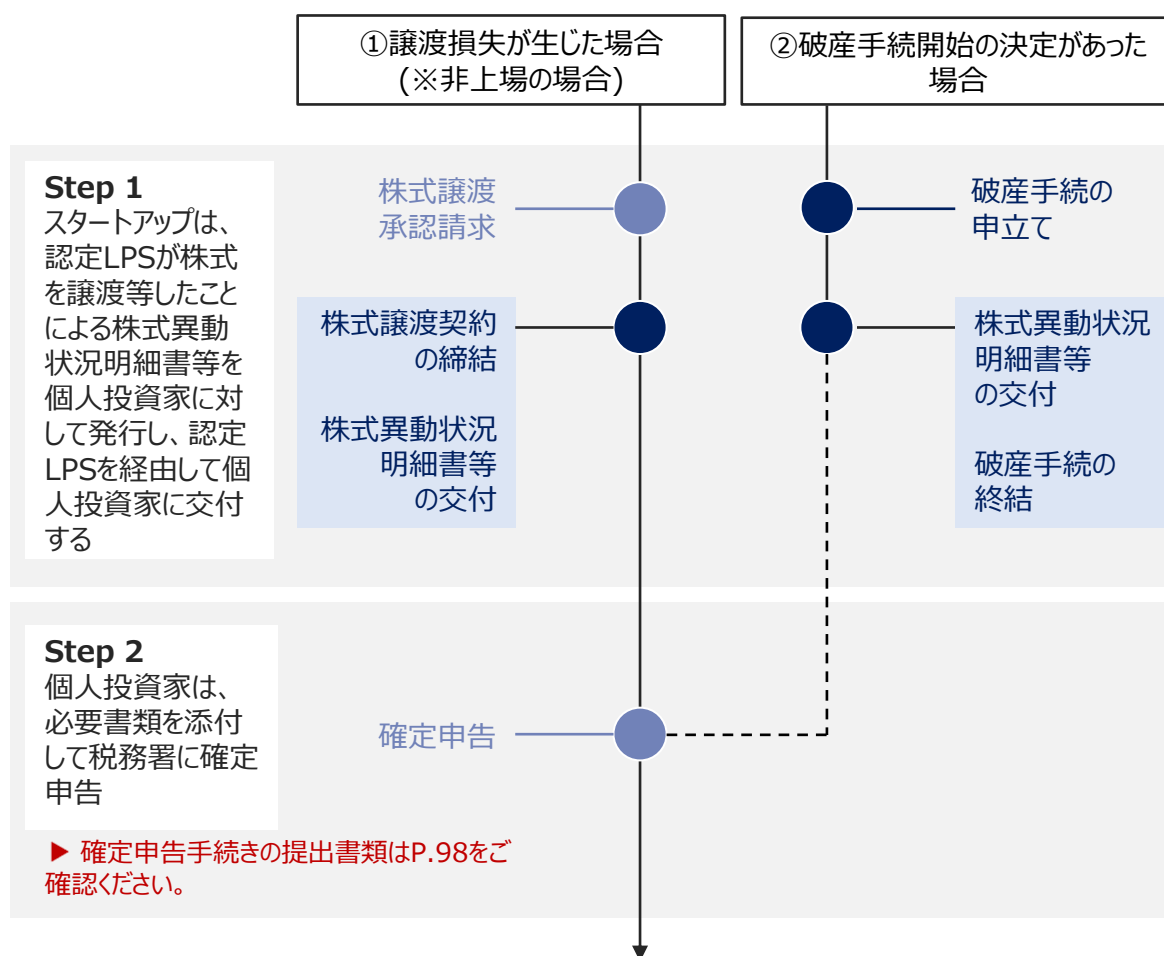
株式譲渡等から確定申告までの流れは以下の図の通りですので、十分ご確認ください。

スタートアップ株式に係る譲渡損失の繰越控除等

株式売却時の税優遇の対象となるのは、次の①、②の場合です。

- ① 本ガイドラインのスタートアップ要件（P.16～）を満たすスタートアップが発行した株式（以下「特定株式」という。）に関して、譲渡損失が発生した場合
- ② 特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く）をし、その清算が終了した場合その他それに類する事象が生じた場合

なお、スタートアップに投資をした年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失額を計算します。



申請手続 (Step2 : 確定申告時の提出書類)

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)、及び破産手続開始の決定等があった場合の年における確定申告時の提出書類は以下の通りです。

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)

- ① 認定LPSから交付された確認書
- ② 認定LPSの認定証の写し
- ③ 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ④ 株式投資契約書の写し
- ⑤ 株式異動状況明細書
- ⑥ 株式の譲渡等に関する書類
- ⑦ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑧ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用）
- ⑨ 株式の異動明細書

破産手続開始の決定等があった場合

- ① 認定LPSから交付された確認書
- ② 認定LPSの認定証の写し
- ③ 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ④ 株式投資契約書の写し
- ⑤ 株式異動状況明細書
- ⑥ 破産手続開始の決定の公告があったことを明らかにする書類の写し等（※）
- ⑦ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑧ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用）
- ⑨ 株式の異動明細書

※ 清算終了や破産手続開始の決定の登記がされている場合には、添付不要です。

申請手続

((1)投資から確定申告までの流れ)

投資から確定申告までの流れは以下の図の通りであり、個人投資家は、投資契約書への記載事項（P.100）及び確定申告の手続き（P.104）を十分ご確認ください。



認定ECF経由の場合

Step 1

ECF（少額電子募集取扱業者）は経済産業省に対して認定の申請を行う

▶ 投資契約書の締結にて含める内容の詳細はP.100ご確認ください。

認定申請

経済産業大臣の
認定書の
交付・対外公表

Step 2

個人投資家は認定ECFを通じてスタートアップに対して投資を行う。その後、スタートアップは個人投資家に対して書類を発行し、認定ECFは個人投資家に対して、その書類と併せて確認書を交付

▶ スタートアップから発行される書類等の詳細はP.101をご確認ください。

▶ 認定ECFから交付される書類等の詳細はP.102をご確認ください。

①個人投資家
による認定ECF
を通じた出資

②スタートアップからの
書類発行

③認定ECFからの
確認書交付

Step 3

個人投資家は、交付された確認書等を添付して税務署に確定申告

▶ 確定申告手続きの詳細はP.104をご確認ください。

④確定申告

申請手続

(Step1 : 投資契約書に含める内容)

エンジェル税制の適用を受けるためには、スタートアップと個人投資家の間で締結する投資契約に含めるべき事項があります。

投資契約書の記載事項のポイント

- ①スタートアップが発行する株式の総数及び発行価額
- ②個人投資家が取得する株式の数、発行価額及び発行価額の総額。
- ③個人投資家が取得する株式の払込みの方法及び払込みの期日又はその期間
- ④個人投資家がスタートアップに対し約束する事項
 - ・ 基準日（払込み（の期限）日、もしくは会社成立の日。）において、一定の株主（※1）に該当しないこと。
 - ・ 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項についてスタートアップに報告すること。
（プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る）
 - ・ 個人投資家の氏名及び住所を通知すること
- ⑤スタートアップが個人投資家に対し約束する事項
 - ・ 個人投資家が一定の株主に該当しないことを確認した時は、個人投資家に確認書を交付すること。
 - ・ 基準日において、エンジェル税制の企業要件を満たすこと。
 - ・ 基準日の属する年の翌年の1/31までにスタートアップの本店の所在地の所轄税務署長に対して次に掲げる事項を記載した書類を提出すること
 - (1)基準日において認定ECF経由の電子募集取扱業務により取得される株式の発行会社であること
 - (2)当該認定ECFの名称
 - ・ 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人投資家に交付すること。
 - (1)清算の終了又は特別清算の終了があったとき
 - (2)破産法に基づく破産手続開始の決定があったとき
 - (3)発行する株式が上場等したとき
 - ・ 上記以外に税制の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(※1)

一定の株主についての詳細は次ページをご確認ください。

申請手続

(Step2 : スタートアップからの発行書類)

税制の対象となるスタートアップは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する付属書類を発行する必要があります。

スタートアップからの発行書類

- ①個人投資家が一定の株主(※1)に該当しないことを確認した書類
- ②株式の異動状況明細書(※2)

(※1)

投資先企業は、個人投資家が基準日において次の1から7までに掲げる者でないことを確認し、当該投資家に対して、確認書を発行します。

1. 同族会社の判定の基礎となる株主
 なお、「同族会社の判定の基礎となる株主」とは、同族会社（株主の3人以下並びにこれらの同族関係者が有する株式の総数が発行済株式数の50%超に相当する会社）に該当する会社の株主のうち、上位3位までの株主グループでその持株割合がはじめて50%を超えるときにおける当該株主グループであるものをいいます。
2. 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）
3. 特定事業主であつた個人の親族
4. 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
5. 特定事業主であつた個人の使用人
6. 上記3から5までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
7. 上記4から6までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(※2)

対象企業は、確認書の交付後に、個人投資家が対象企業の株式を取得した場合、又は個人投資家から発行会社株式を譲渡又は贈与したことの報告を受けた場合は、株式異動状況明細書を作成し、当該個人投資家へ交付してください。

(Step2 : 認定ECFからの交付書類)

認定ECFは、個人投資家に対して、確定申告時に添付する確認書及び付属書類を交付する必要があります。

認定ECFからの交付書類

- ①確定申告時に必要となる確認書(※)
- ②認定ECFの認定証の写し

(※)

認定ECFは、投資先企業が基準日において要件を満たしていること、必要事項が投資契約に記載されており(※2)、当該契約に従って払込みによりされた株式取得であること及び取得した株式がプレシード・シード特例の対象会社である場合には会社要件に該当することを確認した後に、個人投資家に確認書を交付します。

(※2)

投資契約の締結

認定を受けたECFとして、エンジェル税制の適用を受けるために、スタートアップと個人投資家の間で締結する投資契約に含めるべき事項があります。
詳細はP. 100をご確認ください。

投資先企業による所轄税務署への通知

認定ECFが上記の確認書を交付した場合は、投資先企業は、基準日の翌年1月31日までに投資先企業の住所を所轄する税務署長に通知書を提出する必要がありますので、認定ECFの代表者は投資先企業に対して当該通知を行うよう指導して下さい。

申請手続 (Step2 : 確認書交付後の手続き)

個人投資家が認定ECFの電子募集取扱業務により株式を取得した場合、投資先企業は、確認書を交付後に以下の手続きを行う必要があります。

投資先企業が行う手続き

① 株式異動状況明細書の発行

投資時点における特例を受けるにあたって、投資先企業は認定ECFを通じて投資を行った投資家に対して株式異動状況明細書を発行する必要があります。
この手続きを確実に行うために、個人投資家は、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に報告することが義務付けられています。

(プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る)

また、認定ECFは個人投資家に対して、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に報告する義務がある旨、周知する必要があります。

② 株式異動状況通知書の提出

投資先企業は、個人投資家から当該株式の取得の翌年以後の各年において当該株式を譲渡又は贈与した旨の通知を受けるその他の事由により当該譲渡又は贈与を知った場合には、その知った年の翌年1月31日までに、投資先企業を所轄する税務署に対して通知書を提出する必要があります。

(プレシード・シード特例の適用を受ける場合は、20億円を超える所得控除を受ける場合に限る)

申請手続 (Step3 : 確定申告時の提出書類)

個人投資家は、認定ECFから交付された書類等を添付して、税務署に確定申告を行います。

各措置ごとの適用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

必要書類	優遇措置A	優遇措置B	プレシード・シード特例
①認定ECFから交付された確認書	○	○	○
②認定ECFの認定証の写し	○	○	○
③投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類	○	○	○
④株式投資契約書(※1)の写し	○	○	○
⑤株式異動状況明細書(※2)	○	○	○
⑥株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	—	○	○
⑦特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書	○	○	○
⑧特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	○	—	—
⑨株式の異動明細書	○	—	—

※1 投資契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.100をご確認ください。

※2 個人投資家が対象企業の株式を取得、譲渡又は贈与した場合は、対象企業に株式異動状況明細書を作成してもらい、交付を受けてください。

その他留意事項

- ① 「投資時点の優遇措置」は所得税のみに認められている制度であり、住民税においては認められておりません。なお、エンジェル税制の売却時点の優遇措置については、所得税及び住民税の両方が認められています。
- ② エンジェル税制を複数回利用する場合は認定ECFに確認書の再発行を依頼してください。

申請手続

(2)株式譲渡等から確定申告までの流れ

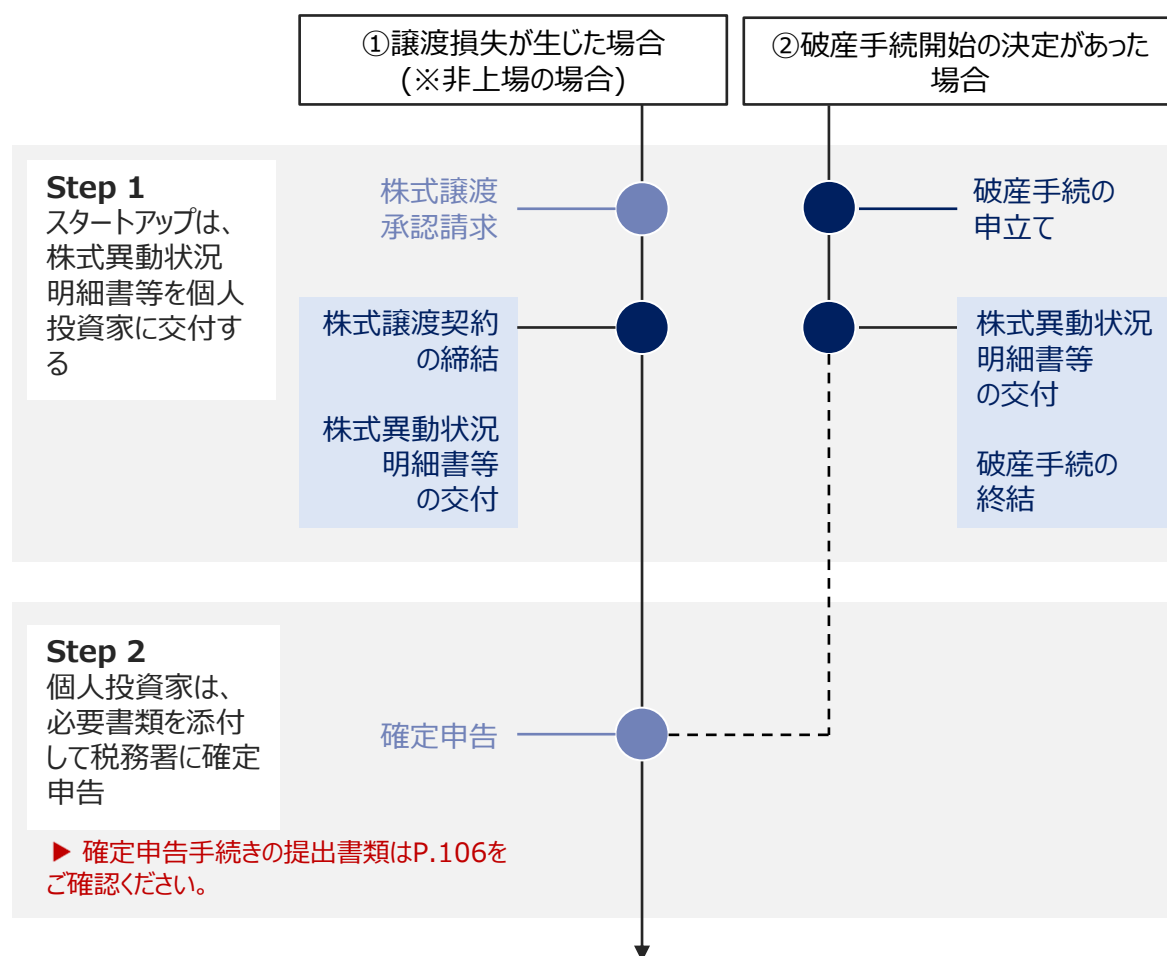
株式譲渡等から確定申告までの流れは以下の図の通りですので、十分ご確認ください。

スタートアップ株式に係る譲渡損失の繰越控除等

株式売却時の税優遇の対象となるのは、次の①、②の場合です。

- ① 本ガイドラインのスタートアップ要件（P.16～）を満たすスタートアップが発行した株式（以下「特定株式」という。）に関して、譲渡損失が発生した場合
- ② 特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く）をし、その清算が終了した場合その他それに類する事象が生じた場合

なお、スタートアップに投資をした年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失額を計算します。



申請手続 (Step2 : 確定申告時の提出書類)

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)、及び破産手続開始の決定等があった場合の年における確定申告時の提出書類は以下の通りです。

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)

- ① 認定ECFから交付された確認書
- ② 認定ECFの認定証の写し
- ③ 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ④ 株式投資契約書の写し
- ⑤ 株式異動状況明細書
- ⑥ 株式の譲渡等に関する書類
- ⑦ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑧ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用）
- ⑨ 株式の異動明細書

破産手続開始の決定等があった場合

- ① 認定ECFから交付された確認書
- ② 認定ECFの認定証の写し
- ③ 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ④ 株式投資契約書の写し
- ⑤ 株式異動状況明細書
- ⑥ 破産手続開始の決定の公告があったことを明らかにする書類の写し等（※）
- ⑦ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑧ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用）
- ⑨ 株式の異動明細書

※ 清算終了や破産手続開始の決定の登記がされている場合には、添付不要です。